

長浜市 子ども・子育て支援 事業計画

(平成 27 年度～平成 31 年度)



平成 27 年 3 月

長 浜 市



はじめに

女性の社会進出や価値観の変化などを背景とした晩婚化や未婚率の上昇により出生率が低下するなど少子化は着実に進んでいます。また、共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。それは本市においても例外ではなく、子どもたちを取り巻く環境に様々な影響を及ぼすことが予測されています。



このような中、本市にとって未来を築き社会を担う“宝”である子どもたちが、自分らしくいきいきと笑顔で健やかに成長できるよう、子育ての基盤は家庭であり、子育ては第一義的責任として親が担うべき重要な役割であるという考え方を基本としながら、すべての子育て家庭に対して包括的で継続的な子育て支援を提供し、地域さらには社会全体で子育て家庭を優しく見守り応援していくまちを目指し、「子どもが輝き 未来を見つめ 地域で育む明るい長浜」を基本理念とした「長浜市次世代育成支援対策行動計画」を策定し、今日まで子育て支援施策の推進に取り組んでまいりました。

本市が持つ新たな課題や社会情勢の変化に対応した子育て支援に関する施策を、総合的かつ計画的に推進していくため、子ども・子育て支援法の制定に伴い、これまで取り組んできた長浜市次世代育成支援対策行動計画の見直しを踏まえ、この度「長浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画に掲げた目標と具体的な施策を積極的に推進することにより、子育て家庭への支援や安心・安全な子育てができる環境づくりに努めてまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました「長浜市子ども・子育て会議」の委員の皆様、また、アンケートなどに際して貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、関係者の方々に深くお礼申し上げます。

平成27年3月

長浜市長 藤井 勇治

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画期間	4
5	計画策定体制と経過	4

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1	長浜市の人口動態等の現状	5
2	保育サービス等の現状	11
3	アンケートから見られる現状	14
4	次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価及び課題のまとめ	27

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	30
2	基本的な視点	31
3	基本目標	32
4	施策の体系	34

第4章 施策の展開

基本目標1	家庭における子育てへの支援	35
基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	41
基本目標3	すべての子どもの育ちを支える体制の整備	47
基本目標4	子どもの育ちを支える地域環境の整備	53

第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1	教育・保育提供区域の設定	61
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	62
3	各年度における教育・保育の量の見込み並びに 提供体制の確保の内容及びその実施時期	66
4	各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び その実施時期	70

第6章 計画の進行管理

1	施策の実施状況の点検	83
2	国・県等との連携	83

資料編

1	策定経過	84
2	長浜市附属機関設置条例	85
3	長浜市子ども・子育て会議規則	87
4	委員名簿	89
5	圏域別教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容	90
6	用語解説（50音順）	95

1 計画策定の背景

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。



また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

さらに、仕事と子育ての両立を希望する女性を支援する環境の整備が求められていますが、都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在しています。

このように、子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、子どもたちが笑顔で成長していくことができるよう、子育て世帯の保護者は日々子育てに励んでいます。

長浜市では、これまで、こうした保護者のがんばりを支えるため、すべての子育て家庭に対する包括的で継続的な子育て支援の充実や、地域さらには社会全体

で子育て家庭を優しく見守り応援していく環境づくりのため、子育て家庭のニーズにこたえられるよう各種教育・保育・子育て支援サービスの充実などに取り組むとともに、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、相談体制の充実や地域での子育て支援体制の充実など、様々な取り組みを進めてきました。

今後も、すべての家庭が安心して子育てできるよう、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、子どもの育ちと子育てを、行政をはじめ地域社会全体で支援していくことが求められています。

さらに、子どもが健やかに育つために、子・親・地域の間がつながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていくことが大切になります。

2 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成 15 年）等に基づき、総合的な施策が講じられてきており、その中で、将来の次世代育成支援として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、更なる子どもの育ちや子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。

この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、子ども・子育て関連法の一つ、「子ども・子育て支援法」では 5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

長浜市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学齢期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画として位置づけます。

また、この計画は、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画として策定するとともに、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める「放課後子ども総合プラン」の趣旨も盛り込んでいます。

(2) 計画の対象

この計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの子どもとします。また、本計画の主たる対象は、子どもと妊娠期を含めた保護者（子育て家庭）とします。

その他、しょうがい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族、これから子育て期を迎える若者を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体も対象となります。

(3) 長浜市基本構想等との関係

この計画は、長浜市基本構想の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置づけ、すべての子どもの「育ち」と子育て中の保護者を支援し、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

また、まち・ひと・しごと創生法に基づくまち・ひと・しごとの総合戦略や、人権施策推進基本計画、男女共同参画行動計画、定住自立圏共生ビジョン、健康ながはま21、教育振興基本計画等の諸計画との整合および連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。

4 計画期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成 27 年度から 5 年を 1 期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5 年ごとに策定するものとされていることから、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離^{かいり}が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとしてします。

5 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、市内に居住する就学前児童及び就学児童の保護者並びに 20 歳～39 歳の市民を対象として、「長浜市子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 「子ども・子育て会議」の設置

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「長浜市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

この計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

1 長浜市の人口動態等の現状

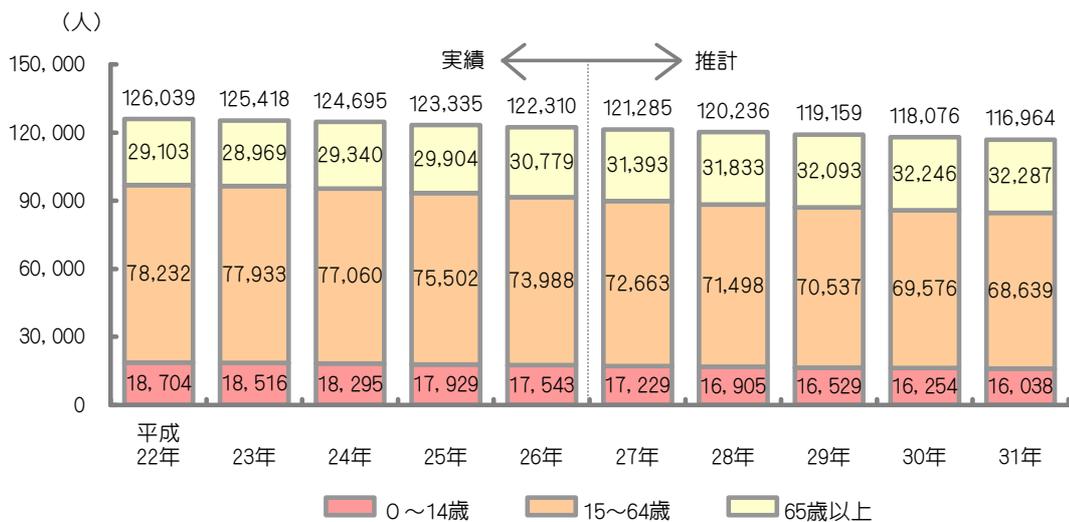
(1) 人口推移と推計



長浜市の人口推移と推計をみると、総人口は減少傾向にあり、平成26年3月現在で122,310人となっています。平成27年以降の推計人口は、年々減少していくことが推測されます。

また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、0～14歳の割合は年々減少しているものの、65歳以上の割合は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

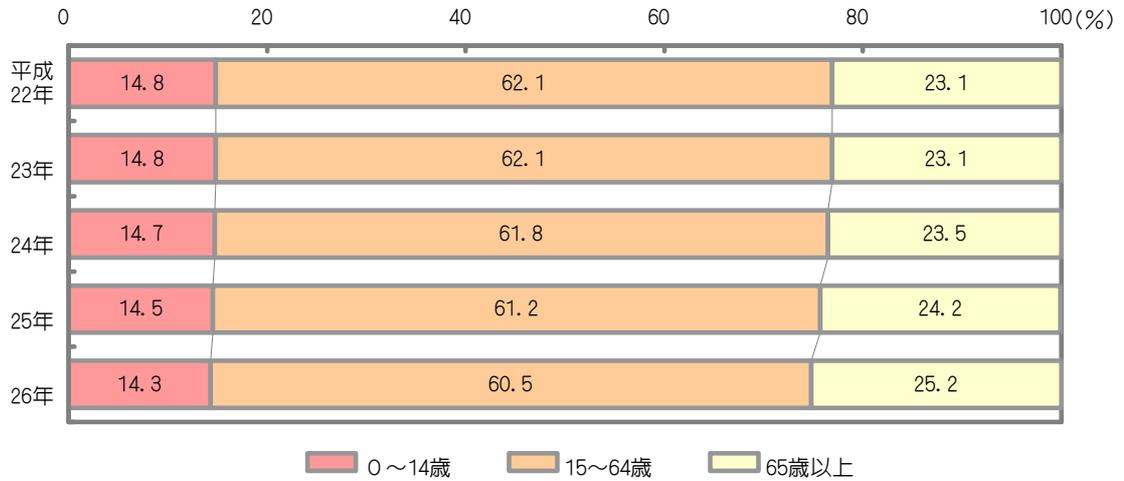
【 人口推移と推計 】



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在 平成21～平成24は外国人人口を加味）

※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したもの。

【 年齢3区分別人口構成の推移 】



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在 平成21～平成24は外国人人口を加味）

(2) 子どもの人口の推移と推計

長浜市の子どもの人口の推移と推計をみると、0歳から5歳の子どもの人口は減少しており、平成26年3月31日現在で6,436人となっています。平成26年以降も減少が続くと推測されます。

【 子どもの人口の推移と推計 】



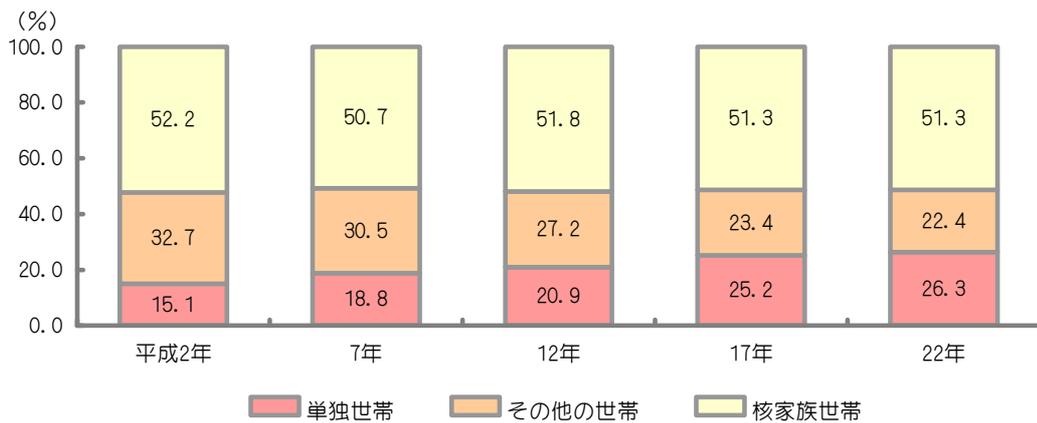
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在 平成22～平成24は外国人人口を加味）

※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したものの。

(3) 世帯構成の状況

長浜市の世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も高く約5割で横ばいです。また、平成2年に単独世帯の占める割合は15.1%でしたが、平成22年には26.3%となり、その他の世帯の割合を超えて増加しています。

【 世帯構成の推移 】



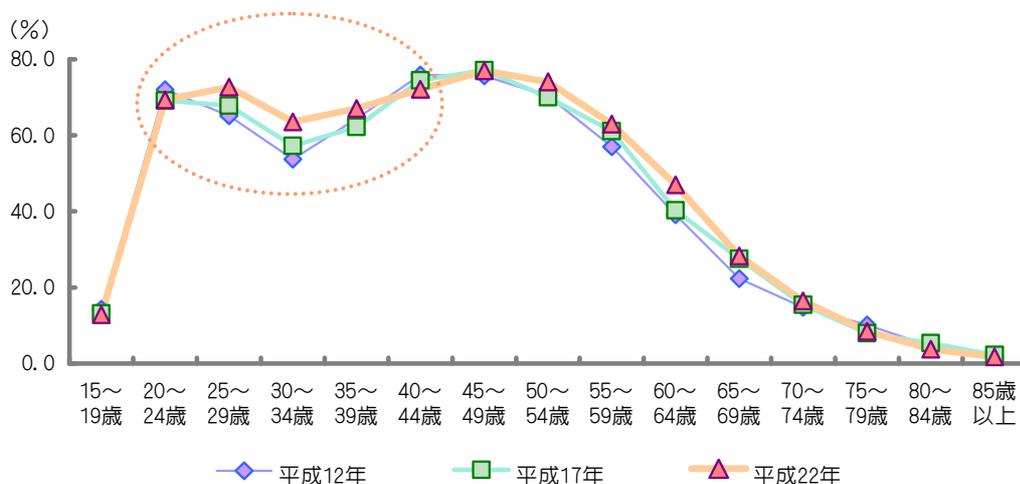
資料：国勢調査

(4) 女性の労働状況

長浜市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。しかし、落ち込みの大きい30～34歳の労働力率は年々上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

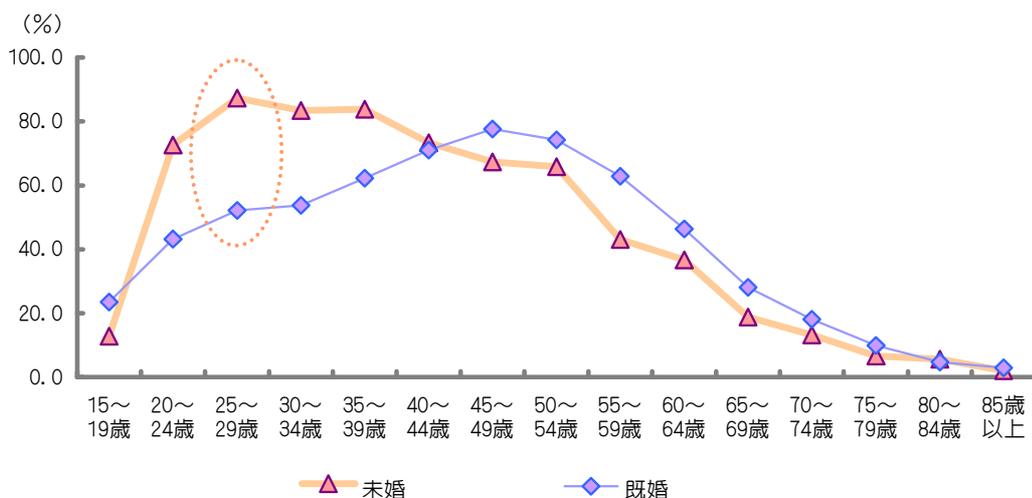
また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、既婚に比べ未婚の20代から30代において、労働力率が20ポイント以上高くなっており、特に25～29歳で35.2ポイントの差となっています。

【 女性の年齢別労働力率 】



資料：国勢調査

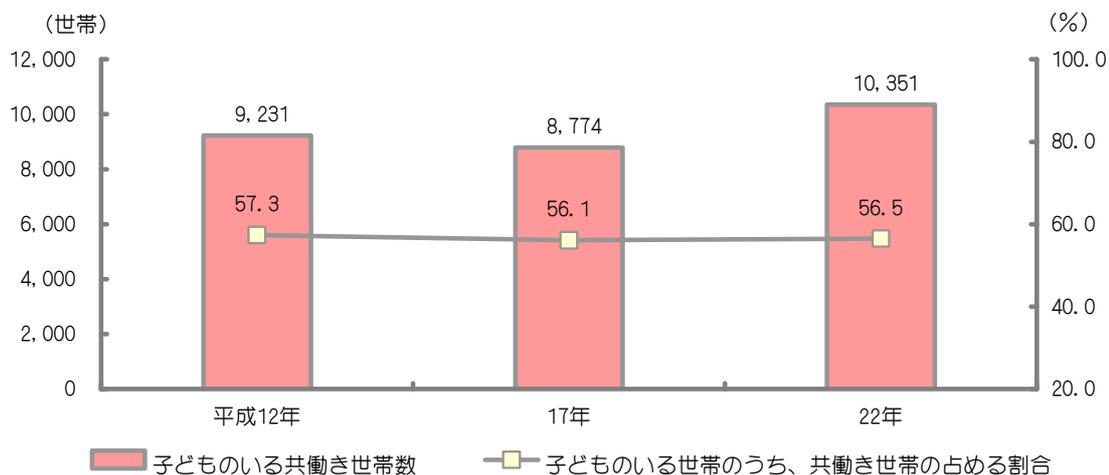
【 女性の未婚・既婚別労働力率（平成22年） 】



資料：国勢調査

長浜市の共働き世帯の状況をみると、子どものいる共働き世帯数は、平成 17 年の 8,774 世帯から平成 22 年の 10,351 世帯と、1,577 世帯増加しています。
 子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は横ばいとなっています。

【 共働き世帯の状況 】



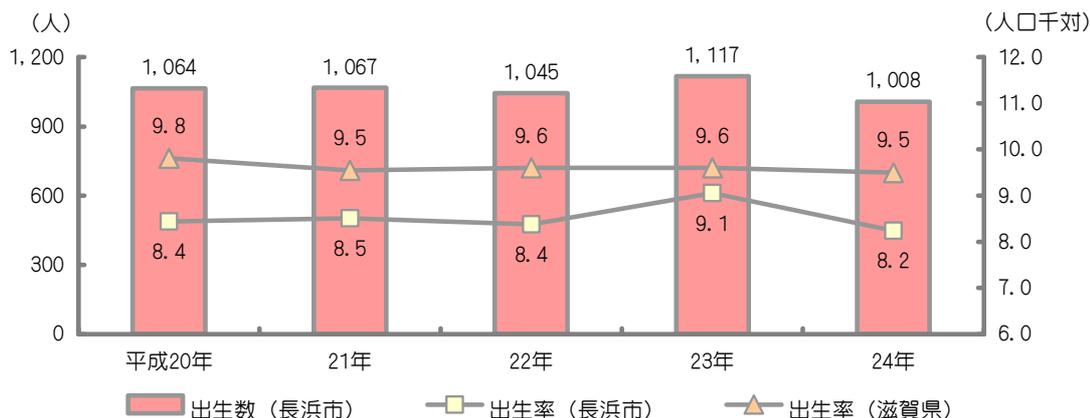
資料：国勢調査

(5) 出生の動向

長浜市の出生数及び出生率の推移をみると、出生数は平成22年から23年で一度増加したものの、平成24年に減少し現在は1,008人となっています。

出生率は、出生数と同じ傾向を示していますが、各年で滋賀県の出生率を下回って推移しています。

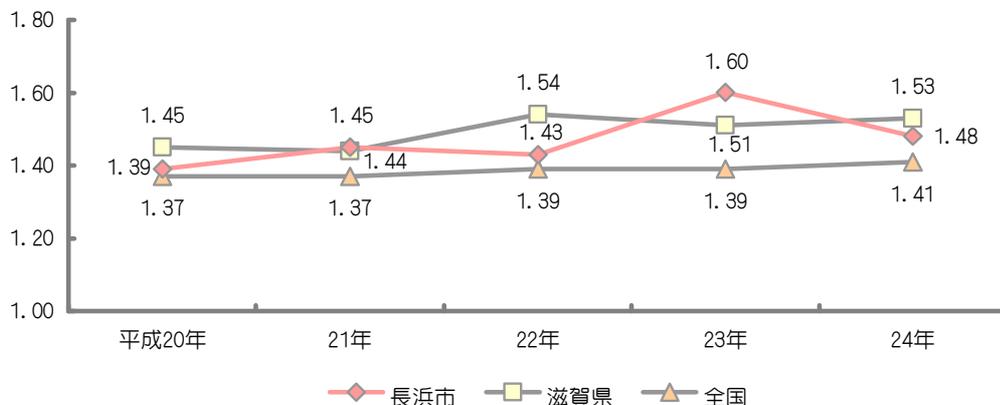
【 出生数及び出生率（人口千対）の推移 】



資料：厚生労働省「人口動態統計」

長浜市の合計特殊出生率の推移をみると、国のポイントは上回っているものの、県の平均を下回る水準で推移しています。平成24年においては国のポイントを0.07ポイント上回り、1.48となっています。

【 合計特殊出生率の推移 】



資料：滋賀県人口動態調査

2 保育サービス等の現状

(1) 保育所（園）・幼稚園入所状況

長浜市の保育所（園）・幼稚園の入所状況をみると、就学前児童数の減少とともに、幼稚園在籍者数には減少傾向がみられます。一方、認可保育所（園）在籍者数は増加傾向がみられます。

【 保育所（園）・幼稚園入所状況 】

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保育所（園）	2,341 人	2,354 人	2,405 人	2,451 人	2,474 人
幼稚園	1,825 人	1,867 人	1,805 人	1,624 人	1,539 人

資料：幼児課 保育所（園）（4月1日現在）、幼稚園（5月1日現在）

※ 認定こども園短時部児童数は幼稚園に、長時部児童数は保育所に含まれています。

(2) 待機児童数の推移

長浜市の待機児童数の推移をみると、0～2歳を中心に待機児童が見られますが、待機児童数は減少しており、平成26年度では18人となっています。

【 待機児童数の推移 】

年度	待機児童					待機児童計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	
平成 21 年度	7人	17人	14人	16人	3人	57人
平成 22 年度	2人	12人	11人	8人	5人	38人
平成 23 年度	7人	9人	14人	7人	5人	42人
平成 24 年度	10人	13人	5人	2人	0人	30人
平成 25 年度	3人	9人	5人	2人	1人	20人
平成 26 年度	5人	5人	5人	3人	0人	18人

資料：幼児課（各年4月1日現在）

(3) 特別保育の実施状況

① 乳児保育

長浜市の乳児保育の利用状況をみると、利用者数は増加傾向にあり、平成 26 年度では 0 歳児が 76 人、1 歳児が 322 人、2 歳児が 428 人となっています。

【 乳児保育の利用状況 】

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施園数	20 園	22 園	24 園	23 園	23 園
0 歳	64 人	72 人	67 人	61 人	76 人
1 歳	289 人	295 人	349 人	321 人	322 人
2 歳	410 人	414 人	416 人	456 人	428 人

資料：幼児課（各年 4 月 1 日現在）

② 一時預かり保育

長浜市の一時預かり保育の利用状況をみると、利用人数は年々増加しており、平成 25 年度では延べ 5,524 人となっています。

【 一時預かり保育の利用状況 】

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	4 園	4 園	4 園	5 園
延べ利用人数（年）	3,543 人	4,302 人	4,903 人	5,524 人

資料：幼児課

③ 休日保育

長浜市の休日保育の利用状況をみると、利用人数は年々減少しており、平成 25 年度では延べ 294 人となっています。

【 休日保育の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	1 園	1 園	1 園	1 園	1 園
月平均利用人員	845 人	524 人	487 人	438 人	294 人

資料：幼児課

④ 病児・病後児保育

病児保育事業は、現在未実施となっています。

病後児保育の利用状況をみると、利用人数は減少傾向で推移しており、平成 25 年度では延べ 11 人となっています。

【 病児・病後児保育の利用状況 】

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
病児保育	実施園数	0 園	0 園	0 園	0 園	0 園
	延べ利用人数(年)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
病後児保育	実施園数	1 園	1 園	1 園	1 園	1 園
	延べ利用人数(年)	35 人	10 人	18 人	12 人	11 人

資料：幼児課

⑤ しょうがい児保育

長浜市のしょうがい児保育の利用状況をみると、実施園数の増加に伴い、利用人員も増加しており平成 25 年度では 123 人となっています。

【 しょうがい児保育の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	14 園	16 園	18 園	21 園	20 園
利用人員	118 人	113 人	112 人	127 人	123 人

資料：幼児課

(4) 放課後児童クラブの状況

長浜市の放課後児童クラブの数は、平成 26 年度においては 22 クラブとなっています。入所数については増加傾向にあり、平成 26 年度で 1,156 人となっています。

【 放課後児童クラブ利用状況の推移 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
クラブ数	18 クラブ	22 クラブ	22 クラブ	21 クラブ	21 クラブ	22 クラブ
入所数	841 人	906 人	1,034 人	981 人	1,064 人	1,156 人
実施か所数	11 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所	16 か所

資料：子育て支援課

3 アンケートから見られる現状

「長浜市子育て支援に関するアンケート調査の概要」

- ・ 調査対象

市内に居住する就学前児童の保護者、小学生の保護者、20歳～39歳の方

- ・ 調査期間

平成26年1月10日～平成26年1月27日

- ・ 調査方法

郵送による配布・回収

- ・ 回収状況

	配布数	回答数	有効回答率
就学前児童	1,000通	497通	49.7%
小学生	1,000通	468通	46.8%
20歳～39歳	500通	184通	36.8%

(1) お子さんとお家族の状況について

① 子どもをみてもらえる親族・知人

- ・ 「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が最も高く、54.7%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が45.3%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が9.9%となっています。

【就学前児童調査】

N = 497

日常的に祖父母等の親族にみてもらえる

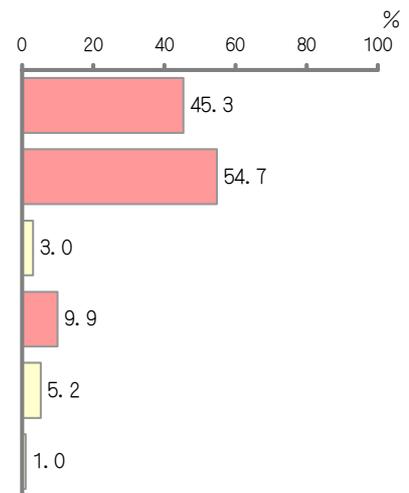
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる

日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる

緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる

いずれもない

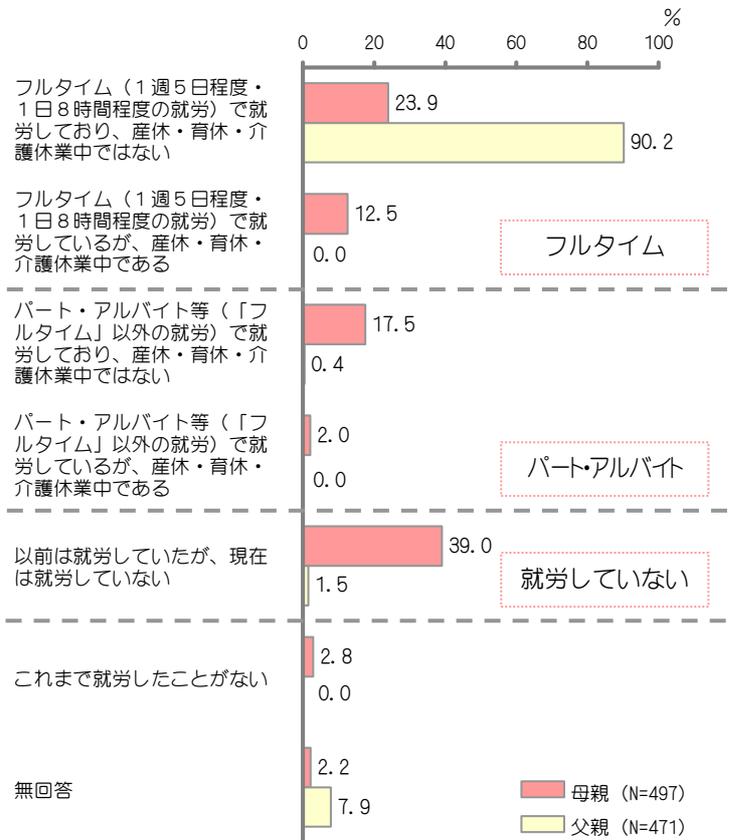
無回答



② 母親と父親の就労状況

- 母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が39.0%、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が23.9%となっています。
- 父親は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が90.2%となっています。

【就学前児童調査】



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ●●●●●●

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用

・幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は全体で58.4%となっています。

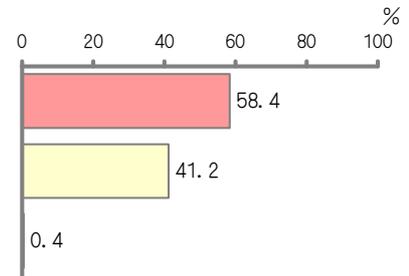
【就学前児童調査】

N = 497

利用している

利用していない

無回答



② 平日利用している教育・保育事業

・内訳は「認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）」の割合が34.1%と最も高く、次いで「保育所（都道府県等の認可を受けたもの）」の割合が33.4%、「幼稚園」の割合が27.2%となっています。

【就学前児童調査】

N = 290

幼稚園

保育所（都道府県等の認可を受けたもの）

認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）

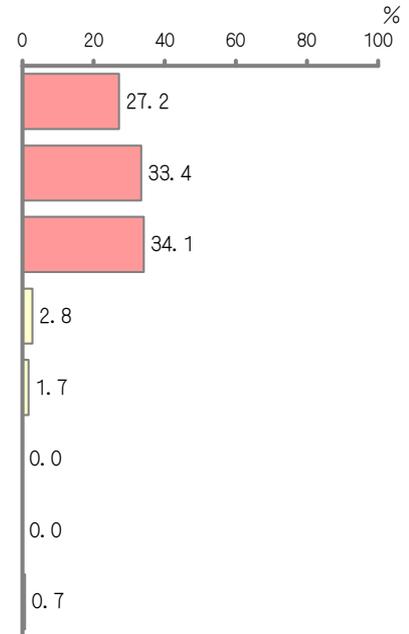
事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）

その他の認可外の保育施設（託児所等）

ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）

その他

無回答

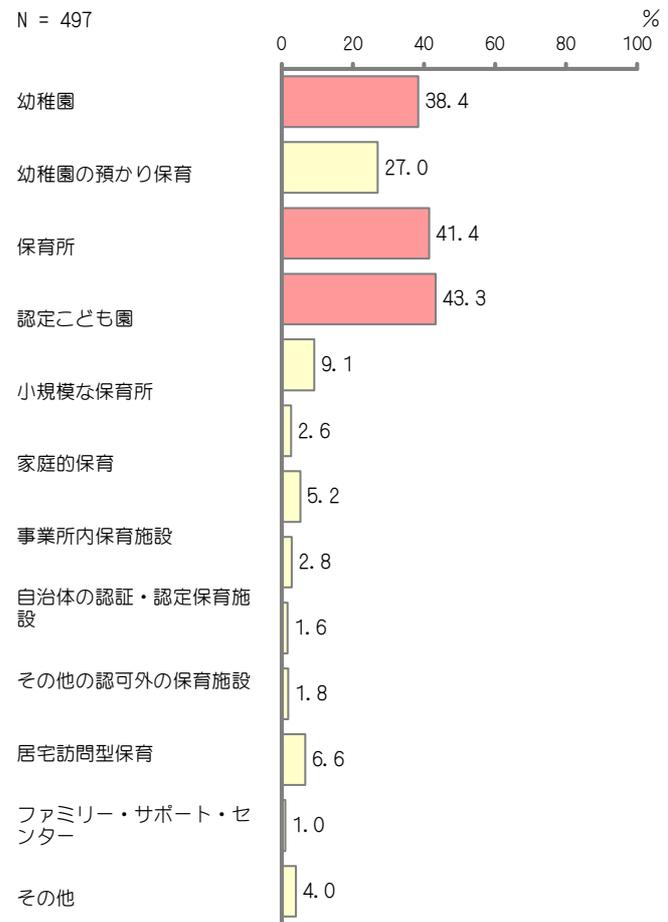


③ 平日利用したい教育・保育事業

・現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「認定こども園」の割合が43.3%と最も高く、次いで「保育所」の割合が41.4%、「幼稚園」の割合が38.4%となっています。

【就学前児童調査】

N = 497



(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

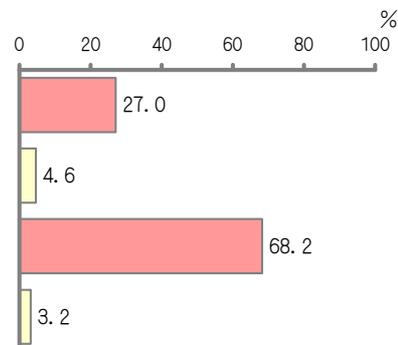
① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

• 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用しているかについて、「利用していない」の割合が68.2%と最も高く、次いで、「地域子育て支援センター（サンサンランド等）」の割合が27.0%となっています。

【就学前児童調査】

N = 497

地域子育て支援センター（サンサンランド等）
その他当該自治体で実施している類似の事業
利用していない
無回答



※「地域子育て支援拠点」…児童館の乳幼児対象事業や保育所で実施しているひろば事業、子育て相談事業です。

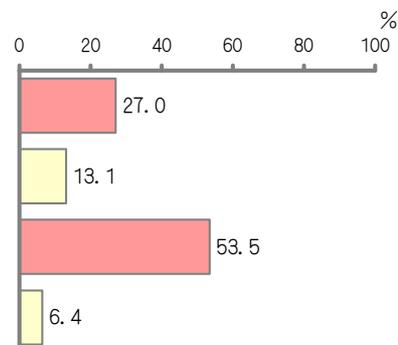
② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

• 地域子育て支援拠点事業を利用したいかについて、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が53.5%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が27.0%となっています。

【就学前児童調査】

N = 497

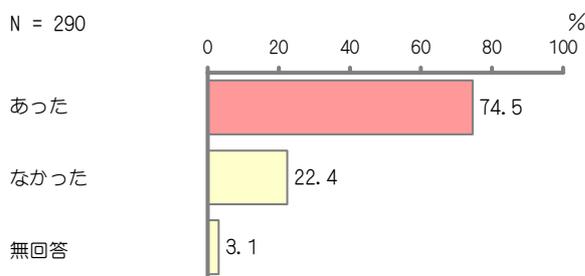
利用していないが、今後利用したい
すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない
無回答



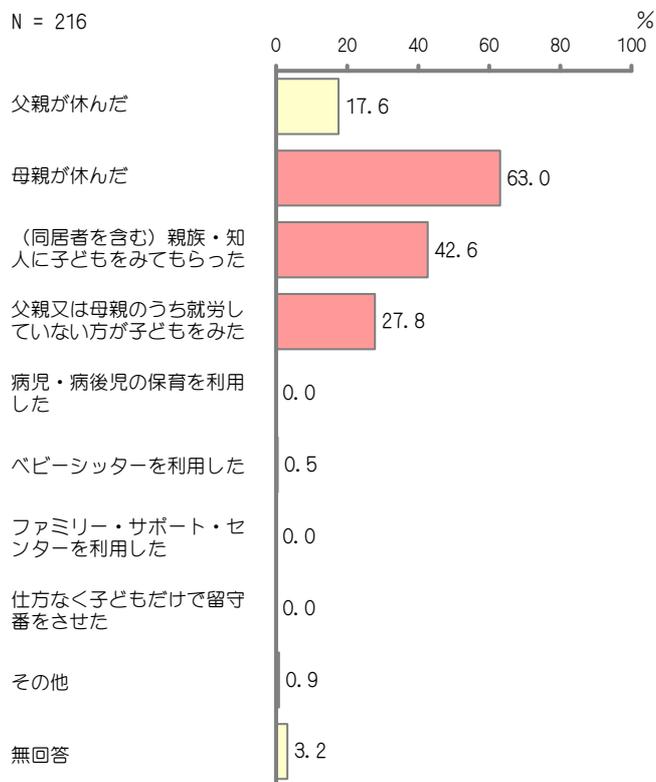
(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



- 1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」が全体で74.5%となっています。
- 対処方法として、「母親が休んだ」の割合が63.0%と最も高く、次いで、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が42.6%、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が27.8%と高くなっています。

② 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

• 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不特定の就労等の目的で不定期的に利用している事業はあるかについて、「利用していない」の割合が87.9%と最も高くなっています。

【就学前児童調査】

N = 497

一時預かり

ファミリー・サポート・センター

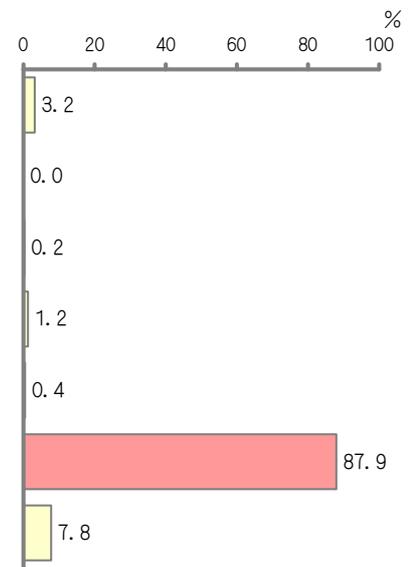
ベビーシッター

認可外保育施設

その他

利用していない

無回答



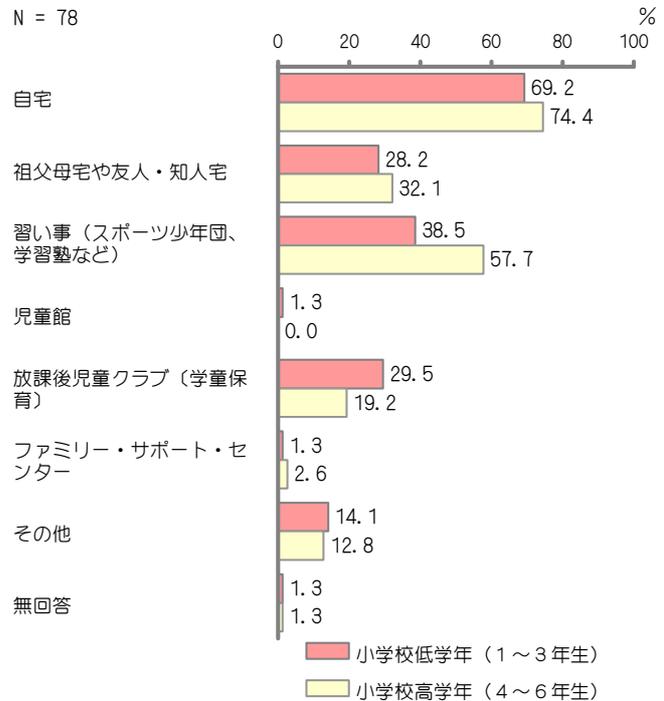
(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

① 就学前児童の保護者の小学校にあがってからの希望

- お子さんについて、小学校にあがってからの放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、小学校低学年(1~3年生)では、「自宅」の割合が69.2%と最も高く、次いで「習い事(スポーツ少年団、学習塾など)」が38.5%となっています。
- 高学年(4~6年生)では、「自宅」の割合が74.4%と最も高く、次いで「習い事(スポーツ少年団、学習塾など)」の割合が57.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が32.1%の順となっています。

【就学前児童調査】

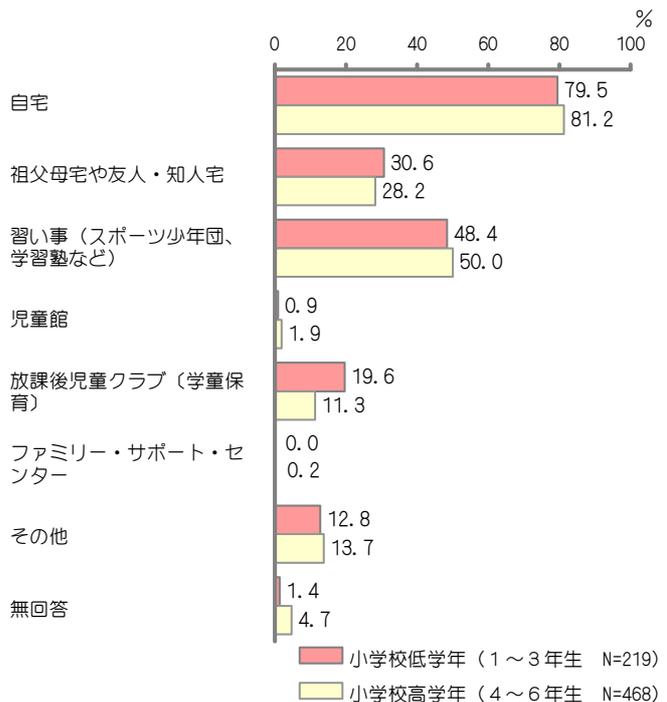
N = 78



② 小学生の保護者の希望

- お子さんについて、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、小学校低学年(1~3年生)では、「自宅」の割合が79.5%と最も高く、次いで「習い事(スポーツ少年団、学習塾など)」が48.4%となっています。
- 高学年(4~6年生)では、「自宅」の割合が81.2%と最も高く、次いで「習い事(スポーツ少年団、学習塾など)」の割合が50.0%となっています。

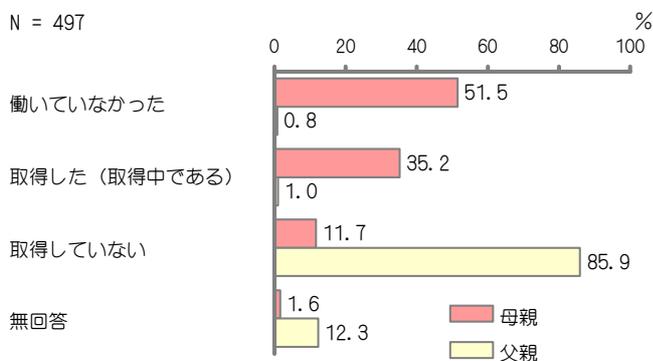
【小学生調査】



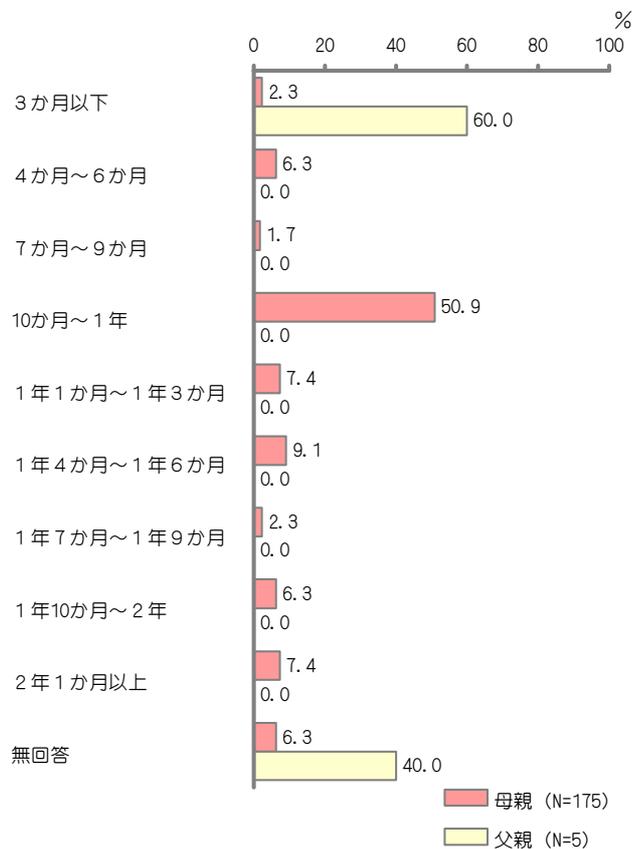
(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について . . .

① 育児休業の取得状況と、育児休業の取得日数

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】

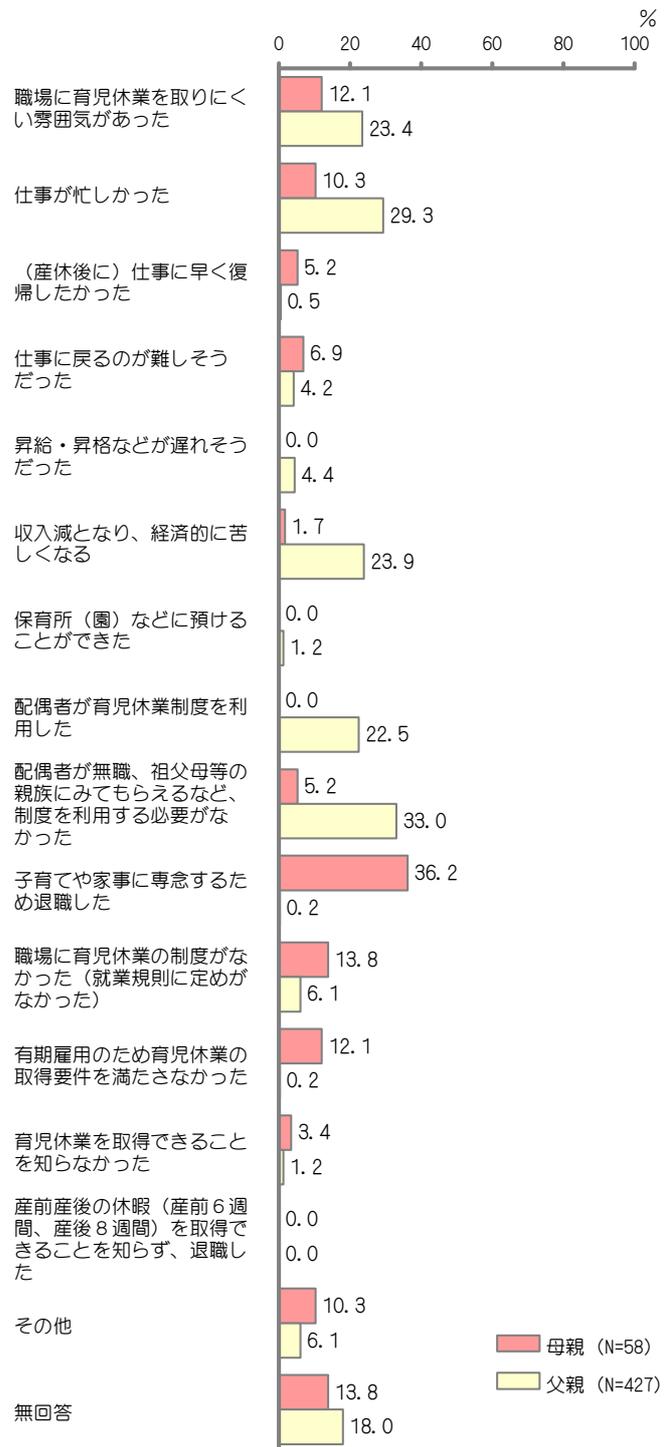


- 育児休業を「取得した（取得中である）」の割合が母親は35.2%、父親は1.0%となっています。
- 母親の取得日数では「10か月～1年」の割合が50.9%となっています。父親の取得日数では「3か月以下」の割合が60.0%となっています。

② 取得していない理由

- 育児休業を取得していない方の理由は母親で、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が36.2%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」の割合が13.8%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が12.1%となっています。
- 父親では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が33.0%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」の割合が29.3%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が23.9%となっています。

【就学前児童調査】

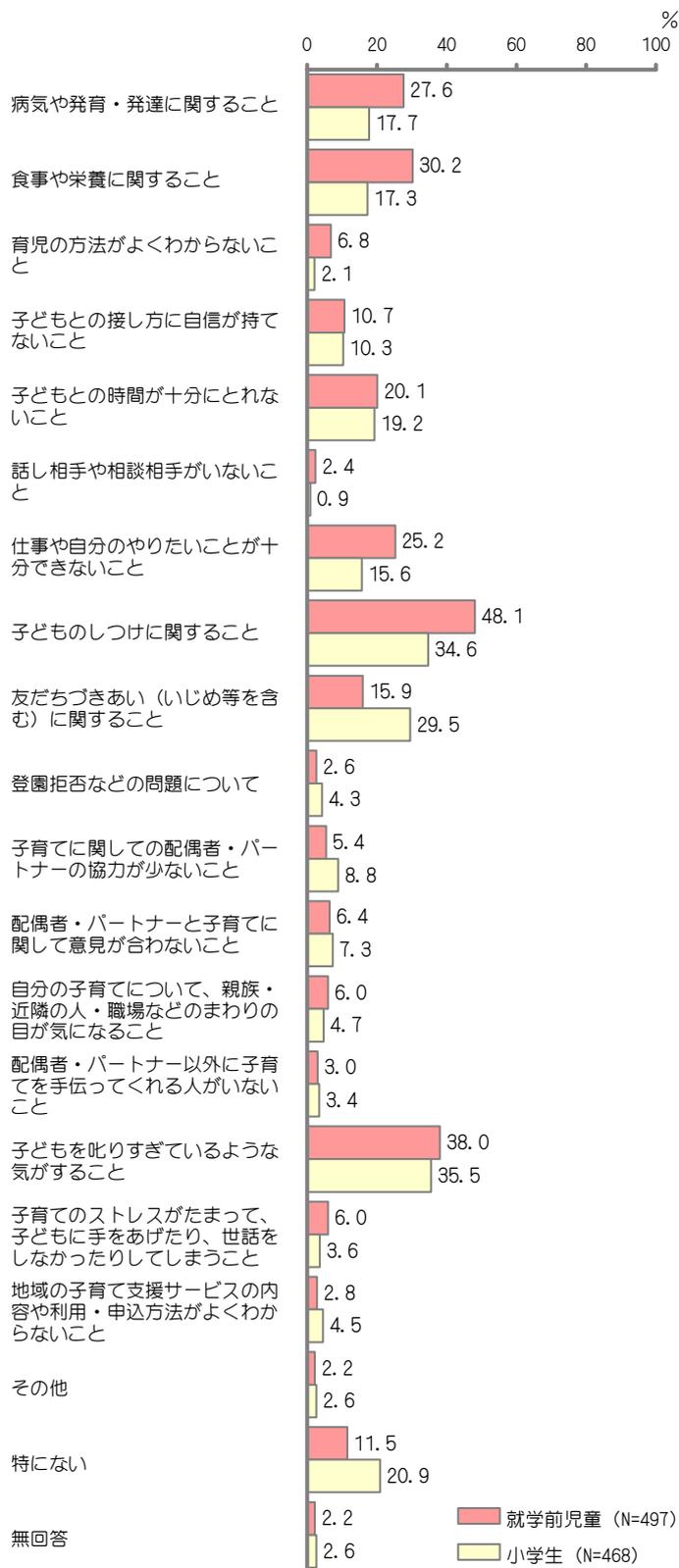


(7) 子育て全般について

① 子育てに関して日常悩んでいること気になること

- 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることについて、就学前児童調査では、「子どものしつけに関すること」の割合が48.1%と最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」との割合が38.0%、「食事や栄養に関すること」の割合が30.2%となっています。
- 小学生調査では、「子どもを叱りすぎているような気がする」との割合が35.5%と最も高く、次いで「子どものしつけに関すること」の割合が34.6%、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」の割合が29.5%となっています。

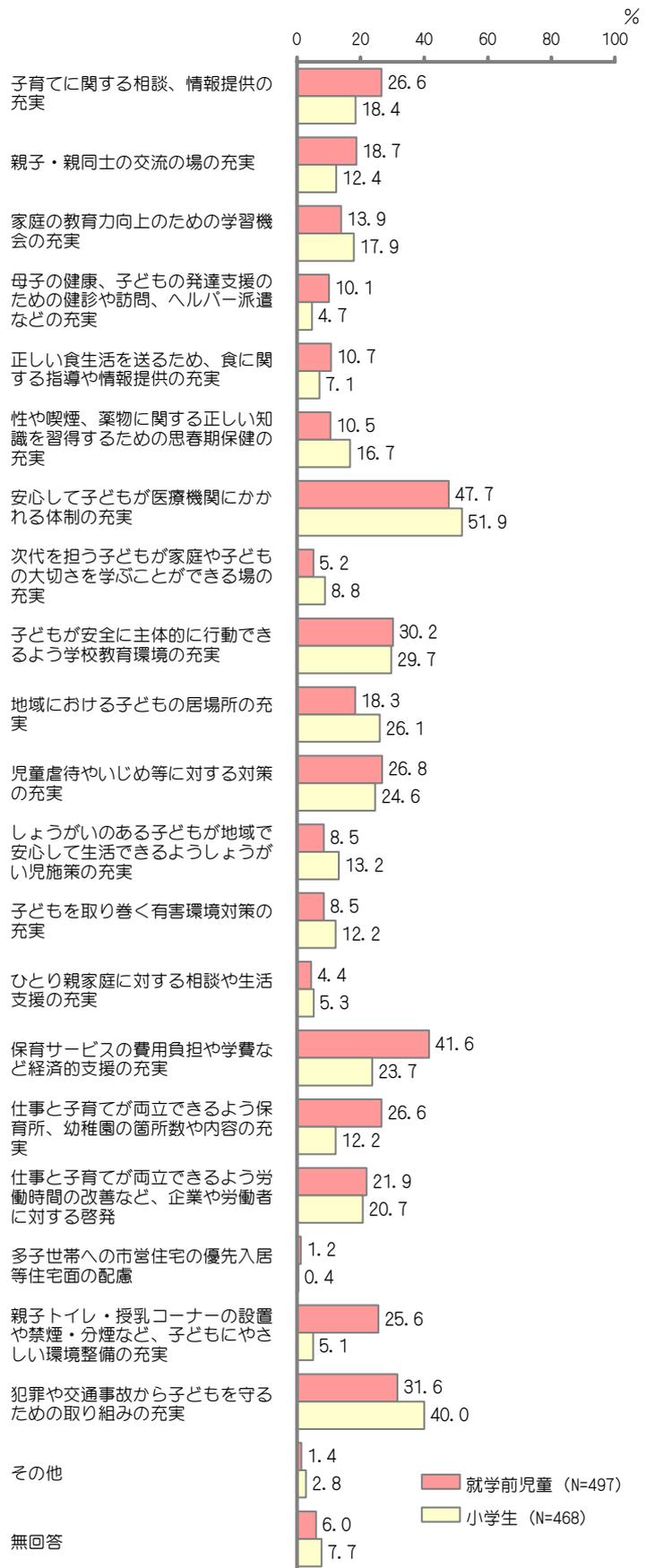
【就学前児童・小学生調査】



② 子育てで必要な支援・対策

- 子育てで必要な支援・対策について、就学前児童調査では、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実」の割合が47.7%と最も高く、次いで「保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」の割合が41.6%、「犯罪や交通事故から子どもを守るための取り組みの充実」の割合が31.6%となっています。
- 小学生調査では、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実」の割合が51.9%と最も高く、次いで「犯罪や交通事故から子どもを守るための取り組みの充実」の割合が40.0%、「子どもが安全に主体的に行動できるよう学校教育環境の充実」の割合が29.7%となっています。

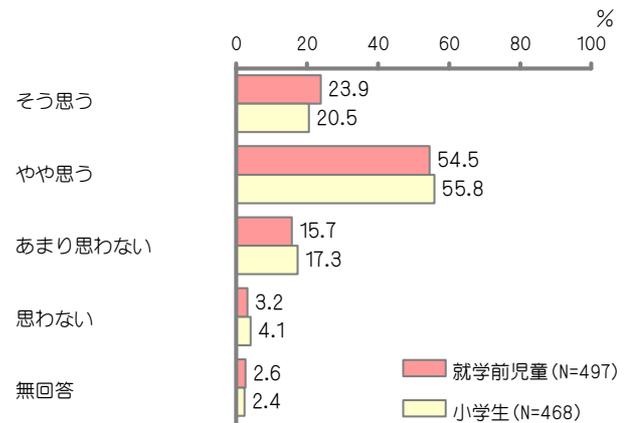
【就学前児童・小学生調査】



③ 子育てしやすいまちかどうか

•子育てしやすいまちかどうかについて、「そう思う」と「やや思う」をあわせた“子育てしやすいまちだと思う”が就学前調査では78.4%、小学生調査では、76.3%となっています。

【就学前児童・小学生調査】



4 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価及び課題のまとめ

平成 21 年度に策定した長浜市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」の取組の実施状況やアンケート調査の結果等を整理・評価し、課題を整理しました。

（1）質の高い教育・保育を受けられる環境整備

長浜市の就学前児童数は、少子高齢化が進む中減少傾向で推移しています。

また、保育所の園児数の推移に対し、幼稚園の園児数は減少が目立っています。

少子化の進行により、家庭や地域で他の子どもと関わる機会が減少しており、教育・保育施設における集団教育・保育の持つ意義はますます高まっています。

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図るとともに、すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境整備が求められます。

また、近年、幼稚園・保育所・学校において特別な支援を必要とする子どもたちが増加傾向にあり、子育て家庭への支援も求められています。

課題

すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境整備が求められています。

(2) 保育ニーズの高まりへの対応

就学前施設の入所状況をみると、認可保育所においては、在籍者数は増加傾向で推移しています。さらに、0～2歳の乳児を中心に待機児童の姿も見られ、0～2歳の乳児を持つ保護者の就労ニーズの高まりや、在宅で子育てをしている家族の減少がうかがえます。

また、子育て世代（30歳代前半）の労働力率は増加していることが見受けられ、アンケート調査の結果をみると、母親の就労意向が高くなっていることがうかがえます。

子育て家庭における働き方が変化している中、今後、幼稚園等の既存施設の活用や幼保の連携を図りながら、0～2歳の受け入れの場の確保など、保育サービスの拡充を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して長浜市の特性に応じた子育て支援施策を進めることが求められます。

課題

夫婦共働き世帯など家族形成状況の変化に伴う子育て支援施策への対応が求められます。

(3) 子どもの健やかな成長支援

妊娠出産・乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎づくりをする大切な時期にあり、親や家庭の関わり方が重要となります。また、睡眠、食事、運動など生活リズムを整え、子どもとのよい情緒的交流が望まれている中、育児不安を持つ母親が多くなっています。楽しく子育てができ、育児に関する悩みを1人で抱え込むことがないように、家族や地域ぐるみで子育て支援を強化していくことが必要です。

新制度において、地域の子ども・子育て支援事業の実施にあたり、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携確保が必要です。このため、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他母子保健関連事業等を推進することが必要となります。

課題

切れ目のない支援を通じ、子どもの健やかな成長を支えるため、母子保健関連施策との連携が必要とされています。

(4) 子育て家庭を支える地域づくり ●●●●●●●●●●●●●●●●

アンケート調査結果をみると、サンサンランド等の「地域子育て支援センター」をはじめとした子育て支援事業の認知度が高く、利用希望も高いことから、子育て支援事業の充実が求められています。また、子どもの叱り方や接し方など、子育てに関して悩んでいること、気になることがある保護者の姿がうかがえます。さらに、わずかながら、誰にも相談する人がいない、子どもを親族・知人等の誰にもみてもらうことができないという保護者もいることから、こうした子育てへの不安感をなくし、子どもにとって健やかな育ちを支援するためのより良い家庭環境を築くことができるよう、子育てに関する悩みや不安に対する支援の充実が求められます。

また、今後の市の子育て支援施策に期待すること・重要なこととして、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実」や「犯罪や交通事故から子どもを守るための取り組みの充実」に対する市民の要望の高さがうかがえ、安全・安心に生活できる地域づくりをさらに進めていくことが必要です。

課題

子育ての不安感をなくし、子どもの育ちと子育てを支援するための環境づくりが必要とされています。

1 基本理念

子どもは、長浜市にとって未来を築き社会を担う“宝”であり、子どもたちが自分らしくいきいきと笑顔で健やかに成長できることが、子どもが輝いていることです。子育ての基盤は家庭であり、子育ては第一義的責任として親が担うべき重要な役割であると

いう考え方を基本とし、さらにすべての子育て家庭に対して包括的で継続的な子育て支援と地域さらには社会全体で子育て家庭を優しく見守り応援していくことが大切です。そのような環境で育つ子どもは、いきいきと輝き、未来を築き社会の担い手となると考えます。



本計画では、市民ぐるみの子育て・子育ての教育環境づくりに関わる様々な施策や取組を推進するための指針である「長浜子育て憲章」の考えのもと、次世代育成支援対策行動計画の基本理念「子どもが輝き 未来を見つめ 地域で育む明るい長浜」を継承するとともに、長浜市子ども・子育て会議、子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果を踏まえ、若者や子育て世代に「選ばれるまち」「住み続けたい

まち」の実現に向けて、長浜市の目指す将来像として次のように基本理念を定めます。

子どもが輝き 未来を見つめ 地域で育む明るい長浜

長浜子育て憲章

おとなが実践します

- 一. 子どもに誠実に生きる姿を見せます
- 一. 見守るまなざし、叱る勇気を大事にします
- 一. ルールとマナーを教え、奉仕の心を育みます
- 一. 自然や人々に感謝の心でふれあう子どもを育てます
- 一. 長浜に誇りをもち、地域に貢献する子どもを育てます

2 基本的な視点

子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

親としての育ちの視点

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感（自分のよさを肯定的に認める感情）を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現するものです。

そのために、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

地域での支え合いの視点

「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域には保育所や幼稚園、地域子育て支援センター等、子育ての知識や技術、人材、施設等の福祉・教育資源を有しており、そうした資源を有効に活用しつつ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

子育て支援の連続性の視点

子どもの“育ち”という観点に立った場合、子どもや若者一人ひとりの状況に応じた、総合的で一貫した支援を実施することが重要となります。

「子どもの幸せや利益を最大限に尊重し、子どもの育ちを第一に考えること」を念頭におき、年代によって異なる現状やニーズを捉え、妊娠期も含め乳幼児から学童期・思春期へとつながる子どもの発達・成長の連続性を重視した支援を行っていきます。

3 基本目標

基本理念を実現するために、次の4項目を基本目標とし、総合的に施策を推進します。

基本目標1 家庭における子育てへの支援

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期から学童期・思春期へとつながる子どもの発達・成長を捉えた切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

子育てをしているすべての家庭が子育てに伴う喜びを実感できるように、地域における多様な人材や資源を活用し、行政と地域が一体となって、それぞれの子育ての段階に応じた様々な子育て支援の取り組みを推進するとともに、すべての子どもの健やかな成長を支援するために、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

基本目標2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重され、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される環境づくりを整備します。

また、家庭、学校・幼稚園・保育所等、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育・保育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生き育てる喜びや楽しさを理解できるような取り組みを推進します。

基本目標3 すべての子どもの育ちを支える体制の整備

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもの健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。さらに、しょうがい、疾病、虐待、貧困等社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供等総合的な支援に努めます。

基本目標4 子どもの育ちを支える地域環境の整備

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての市民が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

また、子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、伸び伸びと自由に行動できるように、親子が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

4 施策の体系

【基本理念】

子どもが輝き 未来を見つめ 地域で育む明るい長浜

【基本目標】

【施策の方向】

基本目標 1

1 家庭における
子育てへの支援

- ① 子育て支援サービスの充実
- ② 母子保健及び小児医療体制の充実
- ③ ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標 2

2 子どもの健やかな
発達を保障する
教育・保育の提供

- ① 保育サービスの充実
- ② 就学前教育等の充実
- ③ 学校教育の充実
- ④ 次代の親育成の推進

基本目標 3

3 すべての子どもの
育ちを支える体制
の整備

- ① ひとり親家庭等への支援
- ② しょうがい児とその家庭への支援
- ③ 子育て家庭への経済的支援
- ④ 情報提供・相談体制の充実

基本目標 4

4 子どもの育ちを
支える地域環境の
整備

- ① 地域の子育て力・教育力の向上
- ② 親と子の居場所と交流の場の充実
- ③ 住まいを取り巻く良好な環境の確保

基本目標 1 家庭における子育てへの支援

施策の方向 1 子育て支援サービスの充実

都市化や高齢化の進展により、町会・自治会といった地域共同体の機能が低下しています。また、少子化や核家族化、共働き家庭の増加等の家庭環境の変化により、地域のつながりが弱まってきているのが現状です。そのため、身近な地域

で相談できる人がいない等子育てが孤立化しており、子育てに対する不安や負担を感じる親が増えてきています。

子育て家庭が地域社会において孤立しないよう、家庭や地域、企業、学校、子育て支援施設（センター）、保育所、幼稚園等がそれぞれの機能を発揮するとともに、連携を強化し、身近な地域における子育て支援サービスの充実を図ります。



【主要事業】

① 地域における子育て支援サービスの充実

No	事業名	内容	関係課
1	ながはまファミリー・サポート・センターの充実	事業内容等の周知を図り、利用を促進します。また、利用者のニーズに応じたサービス内容の充実を図るとともに、その運営方法について検討します。	子育て支援課
2	自治会・地域づくり協議会・各種団体の自主的な子育て支援事業の促進	自治会、地域づくり協議会、NPO等各種団体が中心となって実施する親と子の居場所の創出、子育て支援に関する地域活動を促進するため、支援を行います。	子育て支援課 市民協働推進課 関係各課

No	事業名	内容	関係課
3	子育て講座・教室の開催への支援	自治会・地域づくり協議会等が中心となって開催する各種の子育て講座・教室の開催を支援していきます。	子育て支援課 市民協働推進課
4	託児付き講演会の開催	子育て中の保護者が、講演会等の生涯学習、イベント等に気軽に参加できるように、講演会の開催に合わせた託児を実施します。	子育て支援課 関係各課
5	地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点）事業の充実	未就園児親子を対象としたひろばや子育て情報提供、相談の実施等による在宅親子の子育て支援を充実します。 実施にあたっては、出張広場等地域に出向いた事業を行うことで、すべての子育て家庭の支援に努めます。	子育て支援課
6	未就園児広場等の開催	幼稚園・保育所・認定こども園において、未就園の幼児とその保護者を対象とした子育ての相談、交流の場である未就園児広場等を開催します。	幼児課
7	異年齢児交流の実施	保育所において、就園前の幼児に保育所を開放し、異年齢児との交流を行います。同時に、子育て相談を実施します。	幼児課
8	子育てリフレッシュ事業	子育て中の保護者が、日常的な育児のストレスまたは急な事情により育児が困難な時、児童を一時的に預けることで、育児負担の軽減とリフレッシュを図るため、地域子育て支援センターで未就園児の預かりを実施します。	子育て支援課

施策の方向 2 母子保健及び小児医療体制の充実

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。さらに、核家族化の進行等も影響し、母親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

また、夜間や休日であっても適切な診療が受けられるよう、関係機関と連携をとり、小児医療の充実に努めるとともに、疾病やしょうがいの早期発見に取り組んでいきます。

【主要事業】

① 子どもや母親の健康の確保

No	事業名	内容	関係課
1	発達相談の実施	乳幼児健康診査や家庭訪問、各種相談を通して発達課題があり支援が必要と思われる（乳）幼児・児童に発達検査を実施し、主に保護者に対して助言を行うことにより児童の健やかな発達を促していきます。また、必要時、医療機関や児童発達支援センター及びこども療育センター等の専門支援機関を紹介し、支援を継続していきます。	健康推進課 しょうがい福祉課 教育指導課
2	思春期相談の実施	思春期の健康や性の悩みについて適切に対応するため、スクールカウンセラー、臨床心理士、医療機関等と連携を図り、相談体制の充実に努めます。また、薬物・タバコ・アルコールの害、性等について正しい知識の普及を図るため、学校における家庭科、保健体育の教科を中心に保健教育の充実に努めます。	教育指導課
3	母子栄養管理事業（離乳食のおはなしタイム）の開催	おおむね5～8か月児（参加時）とその保護者を対象に、月齢に応じた食材の大きさやかたさを見てもらいながら、離乳食の進め方について栄養士が説明します。	健康推進課
4	親子でいい歯コンクールの実施	コンクールを実施し、優勝者を表彰することにより市民の歯の衛生に対する関心を高め、歯の健康づくりに役立てます。	健康推進課
5	健康教育の実施	子育てサークル、地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、保育所・幼稚園等からの健康教育の依頼に対し、開催場所に向いて、子育て、栄養、歯等に関する健康教育を実施していきます。	健康推進課
6	外国人への保健指導	外国語パンフレットの作成、通訳の確保により、在住外国人へのきめ細かな保健指導とその理解の促進を図ります。	健康推進課 市民協働推進課

No	事業名	内容	関係課
7	乳幼児健康診査の実施	毎月4か月、10か月、1歳8か月、2歳8か月、3歳8か月健康診査を実施し、疾病やしょうがいの早期発見、育児支援・育児相談を行います。1歳8か月、2歳8か月、3歳8か月については、あわせて歯科健診を行います。また、健康診査の待ち時間を楽しく、有効に過ごせるよう努めます。さらに、乳幼児健康診査の受診率は非常に高いことから、子ども虐待をはじめ、子育てに課題を抱える家庭の把握に努め、関係部署と協力して継続的な見守り・支援に結びつけていきます。	健康推進課
8	妊婦健康診査受診券の発行	妊婦の健康管理の向上を目的に、妊娠中に必要な健康診査回数（14回）と、その他（血液検査、超音波検査、がん検診等）の内容について受診券発行します。	健康推進課
9	そだちっこ広場の実施	相談日を設け、妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に、各種専門職（保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師、看護師、保育士）による子どもの発育、栄養、歯等についての相談を行い、多様化する子育ての相談に対応するとともに、気軽に相談ができるよう努めます。	健康推進課
10	新生児・妊産婦訪問指導の充実	新生児・妊産婦を訪問し、異常または疾病の早期発見、育児の指導・助言や産婦のメンタル面の相談の充実に努めます。さらに、新生児訪問の充実に図るため、出生児全てに対して積極的に新生児訪問等を行うことをめざします。	健康推進課
11	こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩み等の相談に応じるとともに、子育てサービス等の情報提供を行います。	健康推進課
12	訪問指導の充実	不安の高い保護者への育児指導や発達経過をみる必要のある乳幼児やその保護者に対し、訪問して育児の指導、助言を行います。また、乳幼児健康診査の未受診者に対し訪問等をして、発育の様子確認及び育児の指導を実施します。	健康推進課
13	親子教室の実施	乳幼児健康診査や発達相談等を通して発達や養育上の課題があると思われる未就園の乳幼児及び保護者に対して、親子遊びの紹介や育児相談を実施し、児童の健やかな育ちを応援していきます。	健康推進課
14	予防接種等の情報提供の充実	健康診査、各種教室等の機会を活用し、感染症、予防接種についての知識の普及と接種勧奨に努めます。	健康推進課
15	予防接種機会の充実	予防接種がより受けやすくなるよう、引き続き接種機会の充実に努めます。	健康推進課
16	産前・産後サポート事業	妊娠期から情報提供や支援を開始します。また、必要に応じて産科医療機関と連携の上、妊婦を支援します。支援機関をネットワーク化し、妊婦・乳児とその家族に対して、訪問や通所等により健やかな妊娠・出産・子育てを支援します。	健康推進課

② 「食育」の推進

No	事業名	内容	関係課
1	学校における食の指導	学校給食を教材としたり、総合学習の中で地域の農業・漁業、食文化を取り上げる等、食についての関心を高めていきます。学校給食には、より地域に結びついた食材、メニューを取り入れていきます。また、必要に応じ、個々の児童・生徒への栄養相談・指導を行います。さらに、農作物の栽培・収穫、調理等の体験学習を実施します。	すこやか教育推進課
2	保育所・幼稚園における食の指導	保育所、幼稚園と保護者が協力して、楽しい食事、栄養バランスのとれた食事、薄味の食事、規則正しい食事等、よりよい食習慣づくりを進めます。また、地域の食文化に触れながらそれに携わる人たちを知ること、食べ残しによる環境問題や食糧危機の問題を含め、食教育の充実を図っていきます。	すこやか教育推進課 幼児課
3	食に関する学習機会の充実	農林水産物の生産から調理、食品の摂取に至るまでの食に関する様々な体験・学習の機会の提供に努め、食に関する理解を深めていきます。	すこやか教育推進課 農政課
4	妊産婦及び乳児期からの栄養指導	保健事業の一環として、妊産婦または乳幼児をはじめその発達段階に応じた子どもに対する栄養・食生活についての指導を乳幼児健康診査、乳幼児相談において行います。	健康推進課

③ 小児医療等の充実

No	事業名	内容	関係課
1	湖北地域小児救急医療支援	湖北管内2病院の夜間、休日の小児医療救急体制を支援します。	健康推進課
2	不妊治療に対する情報の収集・提供	不妊治療に関する情報の収集に努めるとともに、特定不妊治療費助成事業の啓発や情報提供に努めます。	健康推進課

施策の方向3 ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と子育ての両立を図るために、男女ともに育児休業を取得しやすいというような環境整備に加え、子育て期に多様で柔軟な働き方が選択できるような社会基盤の拡充が効果的と考えられます。また、個々の事情に合った多様な保育サービスを選択し利用できる体制の整備が求められています。

性別や年齢に関わりなく、個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方ができる社会を目指して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性の周知活動を行い、啓発に努めます。

また、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境や就労条件を整備する企業の取り組みを支援します。

【主要事業】

① 仕事と家庭との両立の推進

No	事業名	内容	関係課
1	男女共同参画の視点での啓発活動	男女共同参画の視点でのワーク・ライフ・バランスを啓発します。また、学校では、男女共同社会の実現に向けた学習・啓発を進めます。	人権施策推進課 教育指導課
2	事業所等への啓発活動	関係機関と協力して、仕事と家庭が両立される職場環境づくりが促進されるよう、啓発活動を進めます。	商工振興課 人権施策推進課
3	事業所への各種助成制度のPR	関係機関と協力し、事業主に対して、各種助成制度のPRを行います。	商工振興課 子育て支援課
4	事業所内保育施設（託児所）の整備促進と保育士研修	事業所内保育施設を設置、増築等した事業主に対して支給される助成金や運営補助金等をPRし、事業所内の保育施設の整備を促進します。また、事業所内保育所と市内保育所の保育士の連携を進めます。	商工振興課 幼児課
5	事業所内託児所の運営支援	市内の事業所が設置する保育施設の運営に対し、補助金を支給します。	商工振興課

基本目標 2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

施策の方向 1 保育サービスの充実

子ども子育て支援新制度のもと、希望するときに速やかに利用できる保育サービスの推進を図ります。利用者の多様なニーズを十分に踏まえ、保育所の待機児童の解消を図るため、サービスの提供体制を整備するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援を図るため、地域の実状に応じたきめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。

【主要事業】

① 多様な保育サービスの充実

No	事業名	内容	関係課
1	一時預かり事業の実施	緊急、一時的に家庭での育児が困難な場合や、各種活動に参加する場合等に、子どもを保育所に預ける一時保育の拡充をめざします。	幼児課
2	しょうがい児保育の充実	しょうがいのある児童とない児童と一緒に保育する環境を整備します。	幼児課
3	休日保育の拡充	日曜日及び休日の保育ニーズに対応するため、休日保育の拡充をめざします。	幼児課
4	子育てリフレッシュ事業 (再掲)	子育て中の保護者が、日常的な育児のストレスまたは急な事情により育児が困難な時、児童を一時的に預けることで、育児負担の軽減とリフレッシュを図るため、地域子育て支援センターで未就園児の預かりを実施します。	子育て支援課
5	病児・病後児保育の実施	医療機関等の協力を得て、病児・病後児保育を推進していきます。	幼児課

② 保育サービス等の充実

No	事業名	内容	関係課
1	保育所等の整備	保育所等の整備を進め待機児童の解消を図ります。また、整備にあたっては、民間活力の導入を促進します。	幼児課
2	地域型保育事業の整備	ニーズに応じて、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業等の地域型保育事業の導入を検討します。	幼児課
3	認定こども園の整備	幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援や、その他認定こども園の普及に必要な支援等を行い、整備を推進します。	幼児課
4	民間保育所への支援	民間保育所への整備を支援するとともに、整備資金の貸付制度の拡充等運営支援を推進します。	幼児課
5	延長保育の拡充	保育時間の延長に関するニーズが多いことから、11時間を超える延長保育の拡充を図ります。	幼児課
6	乳児保育・低年齢児保育の拡充	乳児保育及び1・2歳児の低年齢児保育のニーズから、施設整備及び職員の確保により受け入れ体制を整備していきます。	幼児課
7	家庭支援推進保育の実施	日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮等保育を行う上で、特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を継続して行います。	幼児課
8	放課後児童クラブの充実	開設場所の確保を行い、待機児童の解消に努めるとともに運営方法の見直し、内容の充実に努めます。また、民間等への委託及びその支援を行います。	子育て支援課
9	ボランティア講師の活用	地域の人材を活用する等により、内容の充実を図ります。	子育て支援課
10	指導員体制の充実	活動内容の充実、しょうがいのある児童の受け入れ等に対応できるよう、指導員の研修等による指導力の向上、スタッフの増員等を図ります。	子育て支援課

施策の方向 2 就学前教育等の充実

人間形成の基盤づくりは幼児期に始まり、子どもたちのその後の成長に大きく影響を与えることから、就学前教育は大変重要となります。就学前の子どもが、幼稚園や保育所といった利用施設にかかわらず、十分な就学前教育を受け、健全で心豊かに成長できる環境づくりが必要です。

小学校就学時の環境の変化による不安や不適応を解消するため、幼稚園・保育所と小学校との連携・交流事業を推進します。また、幼稚園教諭・保育士の確保と資質の向上に努めていきます。

【主要事業】

① 就学前教育の充実

No	事業名	内容	関係課
1	園舎の施設整備	老朽度等を勘案し、計画的に整備を進めます。	教育総務課 幼児課
2	ブックスタートの充実	絵本の楽しさを伝えるとともに、絵本の読み聞かせが乳児の言葉と心の発達によいこと、良好な親子関係づくりの大切さ等を伝えることをねらいとしたブックスタートの充実を図ります。	図書館運営室 健康推進課
3	絵本の読み聞かせ講座等の開催	絵本の読み聞かせ講座の開催、絵本についての情報提供等、乳幼児の心を育む教育の支援を行います。また、言葉を大切にすまちづくり推進協議会の運営を行い、読み聞かせグループの連携と研修を行います。	図書館運営室 生涯学習・文化スポーツ課 幼児課
4	体験型保育活動の充実	自然とふれあう、地域との交流等体験型保育活動の充実を図ります。	教育指導課 幼児課
5	園独自の取組	学びや学習意欲の基盤づくりを目指した園独自の取組を行います。	教育指導課 幼児課
6	地域に開かれた園づくり	就園前の乳幼児のいる家庭の子育て相談、地域交流等、地域に開かれた園づくりを推進します。また、幼稚園評議員制度は継続していきます。	教育指導課 幼児課
7	保護者同士の交流、保護者と園との連携の充実	子育て支援の観点から、保護者同士が交流する機会の提供に努めます。	教育指導課 幼児課
8	幼保一体化等の充実	認定こども園において、教育・保育の一体的な取組の充実を図ります。また、認定こども園、幼稚園及び保育所の相互の連携を推進します。	教育指導課 幼児課
9	幼稚園の預かり保育の検討	預かり保育について、新たな保育サービスの検討を行います。	幼児課
10	研修・研修会の開催	保育指導力の向上および特別支援教育への対応に向けた研修、人権研修等各種研修への参加、勉強会の開催等職員のレベルアップを図っていきます。	教育指導課 幼児課
11	保育士と幼稚園教諭の人事交流の推進	開設している認定こども園において、保育所・幼稚園の相互理解を図ることをねらいとした、保育士と幼稚園教諭の人事交流を推進します。	教育総務課 幼児課

施策の方向 3 学校教育の充実

生活環境や生活習慣の変化が子どもの育成に大きな影響を及ぼす中で、子どもが「生きる力」を身につける場としての学校・園の役割は重要となっています。

児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした教育活動を展開していきます。

また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化や、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークの強化に努めていきます。

【主要事業】

① 教育環境の充実

No	事業名	内容	関係課
1	学校の情報発信	地域の理解と協力を得るため、広報紙、ホームページ等を活用し、学校についての情報を発信していきます。	教育指導課
2	地域と緊密に連携して学校運営を行うための支援組織の設置	学校運営に関し、保護者や地域住民の意向を把握し、反映するため、地域と緊密に連携して学校運営を行うための支援組織の設置を行います。また、どのように意見が反映されているか等学校だよりやPTAの会議の際に保護者等に情報提供していきます。	教育指導課
3	教育施設のバリアフリー化の推進	しょうがいの有無、しょうがいの種別を超え、地域の学校で教育が受けられるよう教育施設のバリアフリー化を促進します。	教育総務課
4	子どもの悩みの相談体制の充実	子どもの様々な悩みの相談として、電話相談、面接相談を実施していきます。また、学校、専門医療機関と連携して相談体制の強化を図ります。	子育て支援課 教育指導課
5	図書館機能の充実	読書を通じて、豊かな人間形成や人間関係を育むため、子どもが読書の楽しさを知り、読書体験を深めることができるよう、図書館機能の充実を図ります。また、学校図書館等関係機関との連携を深め、ブックスタートからの一連の読書に関するサポート体制を整えます。	図書館運営室

② 体験学習・福祉の充実

No	事業名	内容	関係課
1	博物館・資料館の体験学習の実施	将来の長浜を担う子どもたちに誇り有る歴史教育を提供するとともに、実物の歴史資料や民具を使った体験学習を行います。	教育総務課 (歴史文化推進室)
2	体験を重視した教育活動の推進	豊かな人間性や生きる力を育むため、学校内だけの学習にとどまらず、自然体験や職場体験を通して地域の人々、文化、自然等とかわる体験活動を積極的に取り入れていきます。体験学習等を実施するにあたっては、地域住民、市内及び近郊の企業、福祉施設等の協力を得ていきます。	教育指導課 幼児課 森林整備課
3	福祉教育の充実	子どもの頃から人にやさしい豊かな心を育むことが大切であることから、小中学校においては「総合的な学習の時間」等の中で福祉を取り上げ、しょうがいのある人、高齢者等への理解を深め、等しく生きる社会の実現の普及に努めます。	教育指導課 幼児課
4	体験的な福祉活動の推進	ボランティア活動等を通して思いやりの心を醸成していきます。体験的な福祉活動を実施するにあたっては、福祉施設、社会福祉協議会等の協力を得ていきます。また、地域ボランティアへの参加や地域で福祉活動をしている方を講師として招く等、より身近な地域へ目を向けていきます。	教育指導課 幼児課

③ しょうがい児教育等の充実

No	事業名	内容	関係課
1	発達しょうがいへの対応 (特別支援教育の充実)	特別な支援を必要とする子ども 1 人ひとりの教育ニーズに応じた対応や発達しょうがいに起因する 2 次しょうがい等複雑多様化する子どもの課題に対応できるよう指導者としての専門性を高めていきます。	教育指導課 しょうがい福祉課 幼児課
2	関係機関との連携	特別支援学校、特別支援学級、幼稚園・保育所・認定こども園及び児童発達支援センター及びこども療育センター、保健センター等の職員、就学担当職員等の連携を密にし、対象児への効果的な支援に結びつけていきます。	しょうがい福祉課 健康推進課 教育指導課 幼児課

施策の方向 4 次代の親育成の推進

生命を尊び、相手を思いやる心は、様々な遊びや経験を通して育まれていくものです。豊かな体験活動の機会を提供し、子どもたちが社会の一員としての自覚や社会性を育むとともに自己実現を図ることができるよう大人が見守り、支援することが求められています。

次代の親となっていく子どもたちが、好ましい道徳性や生活態度を身につけ、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの大切さ等についての理解が深まるよう、学習の機会を提供していきます。

【主要事業】

① 子育ての教育・体験活動の充実

No	事業名	内容	関係課
1	学校における性教育の充実	発達段階に応じて、保健体育等の授業において、性や性感染症の予防に関する正しい知識の普及に努めます。また、命の大切さと道徳的な指導に取り組みます。	すこやか教育推進課
2	放課後児童クラブにおける保育体験の実施	夏休み等長期休業中における、大学生のアルバイトを受け入れます。	子育て支援課
3	乳幼児ふれあい体験の充実	命の尊さや子育ての素晴らしさを感じられるよう、中高生を対象に、ひろば等において乳幼児や親とのふれあいの機会を提供します。	子育て支援課
4	男女共同参画意識の醸成	性別による固定的な役割分担の意識を改め、男女共同参画意識を高めるための教育（学習）・啓発を推進します。	教育指導課 人権施策推進課
5	幼稚園・保育所・認定こども園での保育体験の充実	中高生学校教育を対象として、幼稚園・保育所において保育実習体験を実施します。	教育指導課 幼児課

② 若者の自立支援

No	事業名	内容	関係課
1	若者の就労支援	関係機関と協力して、地元大学や高校生を対象とした就職セミナーの開催や情報提供等の支援を行います。	商工振興課
2	企業立地の促進	若い人たちの働ける場の確保のため、企業の設備投資の促進と企業間連携を図ります。	商工振興課

基本目標 3

すべての子どもの育ちを支える体制の整備

施策の方向 1 ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭については、離婚の増加等により年々増える傾向にあります。母子家庭での経済的な問題や、父子家庭における家事や子育てに不慣れなことによる問題等を抱えているケースが少なくありません。

ひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実します。

【主要事業】

① 特に援助を必要とする家庭等への支援

No	事業名	内容	関係課
1	市営住宅における多子世帯等の入居選考時の配慮	市営住宅の入居選考時に、母子世帯のほかに多子世帯についても考慮します。	建築住宅課
2	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、経済的な支援を継続して実施するとともに、自立に向けた就労のための支援を行います。	子育て支援課
3	母子自立支援員の配置	母子寡婦の自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うため母子自立支援員を配置します。	子育て支援課
4	外国人への保健指導（再掲）	外国語パンフレットの作成、通訳の確保により、在住外国人へのきめ細かな保健指導とその理解の促進を図ります。	健康推進課 市民協働推進課
5	外国語子育て情報誌の発行	在住外国人の子育てを支援するため、外国語版情報誌を発行します。	子育て支援課 市民協働推進課

施策の方向 2 しょうがい児とその家庭への支援

しょうがい児の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、しょうがいのある児童・生徒の個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させ、教育・保育施設や学校での生活を支援するため、保健医療、福祉、教育等が連携した施策の推進を図ります。

また、しょうがいまたはその疑いのある乳幼児に対し、早期相談・早期療養が可能となるよう、関係機関と連携しながら、発達支援を行います。

保護や支援を必要とする子どもや保護者に対しては、地域子育て支援センターを中心に、児童相談所や保育所、幼稚園、その他関係機関等との連携を一層強化し、情報を共有しながら切れ目のない支援を行っていきます。

【主要事業】

① 療育・保育の充実

No	事業名	内容	関係課
1	地域療育事業の充実	児童発達支援センター及びこども療育センターにおいて、心身の発達に遅れのある子どもとその保護者の通園のもとに子どもの日常生活基本的動作、適応訓練等の療育を行います。また、保険・教育機関と連携して、家庭への支援の充実を図ります。	しょうがい福祉課
2	休暇期間中の生活支援	学校の夏期休暇期間中等において、家庭以外で人々との交流や余暇の活用、健全な育成を図るため、通所の方法によって創作活動や機能訓練等を行う活動を推進します。	しょうがい福祉課
3	しょうがいのある児童の地域活動に対する支援	しょうがいのある児童に対して、学校や家庭以外の地域に活動の場を確保し、社会的活動の体験支援や、スポーツ活動、生活習慣の維持支援により、子どもの発育を促すことを目的とする地域活動の促進を図ります。	しょうがい福祉課
4	発達支援サポート	保育所・幼稚園、認定こども園の職員が、特別な配慮を必要とする児童に対する理解を深め日常の支援がスムーズに行えるよう、児童発達支援センターの専門職員を派遣して職員への支援を行います。	しょうがい福祉課
5	しょうがいのある児童の保育所・幼稚園・認定こども園受け入れの体制の整備	しょうがいのある児童の保育所・幼稚園への受け入れ体制を整備します。	教育指導課 教育総務課 幼児課
6	放課後児童クラブへの受け入れ体制の整備	しょうがいや発達に遅れのある児童について、放課後児童クラブでの受け入れ体制を整えるため、職員の増員や研修を実施するとともに、施設の確保、教職員との連携を図ります。	子育て支援課 教育指導課
7	放課後等デイサービスの充実	しょうがいのある児童の早期療育をさらに充実し、発育を促すとともに、集団生活への円滑な移行のため、適切な指導・援助を行います。	しょうがい福祉課

② しょうがい児施策の充実

No	事業名	内容	関係課
1	しょうがいのある児童の地域活動に対する支援	しょうがいのある児童に対して、学校や家庭以外の地域に活動の場を確保し、社会的活動の体験支援や、スポーツ活動、生活習慣の維持支援により、子どもの発育を促すことを目的とする地域活動の促進を図ります。	しょうがい福祉課
2	発達支援システムの充実	児童発達支援センターの運営機能を充実させ、しょうがいの種類や程度、発達段階に応じて出生から就労まで一貫した支援が受けられるよう推進していきます。	しょうがい福祉課 教育指導課 健康推進課 子育て支援課
3	相談事業の充実	サービスの利用援助、ピアカウンセリング、専門機関の紹介等、しょうがい児（者）の総合的な相談・生活支援を地域で支えるしょうがい児（者）生活支援の充実を図ります。	しょうがい福祉課
4	重度しょうがい児（者）看護師の派遣	医療行為を常時必要とする重度しょうがい児が、看護師の派遣により訪問看護を受けることができる事業を実施します。	しょうがい福祉課
5	居宅介護サービス等の利用促進	身体介護や家事援助、外出時の移動の介護等を行う居宅介護、放課後デイサービス、児童短期入所（ショートステイ）サービスの利用を促進します。	しょうがい福祉課

施策の方向3 子育て家庭への経済的支援

少子高齢化や単身化がさらに進行し、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然とし
厳しい中、地域、市民に大きな影響を及ぼし、子育てにかかる経済的負担が増大してい
るといえます。

厚生労働省の調査では平成25年の「子どもの貧困率」は16.3%となっており、約
6人に1人が貧困状態とされています。貧困による格差の広がり、教育や進学の際
の機会を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。

今後においても、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子ども
の生活支援、保護者の就労支援等、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援を充実しま
す。

【主要事業】

① 経済的支援の充実

No	事業名	内容	関係課
1	在宅重度心身しょうがい児 衛生材料支給事業の実施	常時紙オムツ等を必要とする在宅の重度しょうがい のある児童に対して、衛生材料を支給します。	しょうがい 福祉課
2	補装具、日常生活用具の給 付	しょうがいのある機能を補って生活を容易にする用 具（補装具）の交付・修理、日常生活の便宜を図る用 具（日常生活用具）の給付を行います。	しょうがい 福祉課
3	不妊治療費の助成	不妊に悩む夫婦の特定不妊治療に要する費用の一部 を助成します。	健康推進課
4	妊婦健康診査費用の助成	妊娠中に必要な健康診査回数と内容が受けられるよ う、妊婦健康診査費用を助成し、経済的負担の軽減を 図ることにより、安心して妊娠出産ができる環境を整 えます。	健康推進課
5	助産施設入所	経済的理由により入院助産が受けられない妊婦に対 し、助産施設を利用した安全な出産を図ります。	子育て支援 課
6	児童手当の給付	手当の周知を図るとともに、支給を行います。	子育て支援 課
7	乳幼児福祉医療費の助成	就学前児童を対象とした乳幼児の医療費を助成しま す。	保険医療課
8	子ども医療費助成（入院助 成）	義務教育である小中学生の入院費を助成します。	保険医療課

施策の方向 4 情報提供・相談体制の充実

妊娠・出産・子育て・保育等、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制や、親子が過ごせる居場所の充実が求められています。子育てや教育について、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるような相談窓口の体制を充実します。

また、必要な時に必要な情報が迷うことなく受け取れるよう、利用者支援の窓口を整備するとともに、子育てに関する情報をきめ細かく届けるために、子育て支援施設、民間施設や店舗等、あらゆる機会や場所を活用するとともに、ホームページやメール配信等も活用し、常に新しい情報を発信していきます。

【主要事業】

① 相談体制・情報提供の充実

No	事業名	内容	関係課
1	相談体制の整備	教育、子育て、母子、DV（ドメスティック・バイオレンス）、児童虐待、療育、発達等に関する相談は、専門性を高め、より質の高い相談体制を整備するとともに、利用しやすい工夫をしていきます。	教育指導課 しょうがい福祉課 健康推進課 人権施策推進課 子育て支援課
2	関係機関との連携強化	子ども家庭相談センター、民生委員・児童委員、児童福祉施設、医療機関等関係機関との連携を強化し、複雑多様化する相談に対応していきます。	子育て支援課 健康推進課 関係各課
3	地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点）事業の充実	地域子育て支援センター事業の充実を図り、未就園児の保護者に対する相談・指導や情報提供、子育てサークルの機能強化等を支援していきます。	子育て支援課
4	子育て支援総合コーディネート機能の充実	各種子育て支援サービスの情報収集と発信、利用者からの相談に対する助言、サービス利用の援助等を行う子育て支援総合コーディネート機能の充実を図ります。	子育て支援課
5	インターネットの活用	子育て情報が必要としている人に、適切なタイミングで発信できるようホームページ・携帯電話のメール機能を活用した子育て支援情報の内容の充実を図ります。	子育て支援課
6	子育て情報誌の発行	子育て情報誌の充実を図るとともに、あらゆる機会や場所を活用した情報提供を行います。	子育て支援課
7	養育支援訪問事業の実施	出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、関係機関との連携のもと、育児・家事の援助や技術指導等適切な育児相談支援を行います。	子育て支援課

No	事業名	内容	関係課
8	相談体制の充実	早期に問題を発見し、適切な対応に結びつけるため、家庭児童相談室が中心となって、教育指導課、青少年センター等関係部署との連携強化を図り、身近で利用しやすい相談体制の充実に努めます。また、普段から親子と接する機会の多い、保健センター、地域子育て支援センター、保育所・幼稚園等における子育て相談の充実に努めます。	子育て支援課 健康推進課 教育指導課 幼児課
9	虐待防止マニュアルの整備	虐待防止マニュアルに基づき、保育所・幼稚園、学校、保健・医療機関等関係者が協力して対応することにより、子ども虐待を早期に発見し、適切な対応へ結びつけます。	子育て支援課
10	関係機関との連携	子ども虐待の防止には組織的な対応が必要であるため、体制の見直しを行い、ネットワークの強化を図ります。また、要保護児童及びDV被害者対策地域協議会による支援内容の協議を行い、適切な方向付けと改善につなげられるよう支援を行います。	子育て支援課 健康推進課 教育指導課
11	児童虐待防止に向けた普及啓発(オレンジリボン・キャンペーン)	児童虐待の現状を広く住民に周知するとともに、オレンジリボン・キャンペーン等の啓発活動により、社会全体として児童虐待を防止する機運を高めます。	子育て支援課
12	子ども家庭相談センターとの連携強化	子ども家庭相談センターとの連携を図り、被害にあった子どもに対する専門家によるカウンセリング等の支援を行います。同時に、その親等家族への支援も行っています。	子育て支援課
13	子育て短期支援事業の充実(ショートステイ)	保護者の育児疲れ、育児不安等の理由により子どもの養育が一時的に困難になった場合に、里親、主任児童委員、保育士・保健師・教員・児童指導員の有資格者等が一定期間、養育・保護する支援を行います。	子育て支援課
14	広報・啓発の推進	リーフレット、広報紙、講演会等、様々な媒体、機会を通して、子どもの人権に関する意識啓発に努めます。また、「子どもの権利条約」の理念の普及啓発に努めます。	人権施策推進課 子育て支援課
15	子どもの人権に関する学習機会の充実	子どもの人権についての理解と認識を高めるため、子どもの人権に関する学習機会を提供します。	人権施策推進課 子育て支援課
16	子どもへの暴力防止の普及啓発	虐待、性暴力等から子ども自身が身を守るための手法について学習する機会の導入を保育所・幼稚園、学校において検討します。	幼児課 教育指導課
17	子ども虐待の早期発見体制の充実	保健センター、保育所・幼稚園、学校等、子どもと直接関わる場面を持つ部署において子ども虐待の早期発見ができるよう職員の研修会への派遣、勉強会の開催等により、専門性を高めていきます。	幼児課 教育指導課 健康推進課

基本目標 4 子どもの育ちを支える地域環境の整備

施策の方向 1 地域の子育て力・教育力の向上

子育て支援者は幼稚園・保育所・児童館等の職員や子育て経験者だけではなく、祖父母世代や学生等についても、各々が持つ経験や能力により、様々なアプローチから支援の担い手となりえることが考えられます。それぞれの担い手の役割には違いがあるものの、子育て家庭の多様なニーズに的確にこたえていくには、担い手一人ひとりの対応力の向上が重要になります。

地域子育て支援センターを中心に、地域ぐるみの子育てを推進するため、地域で活動する子育て支援団体等の情報を把握し、支援を必要とする家庭へとつなげる体制を構築します。

また、子育て支援を進める上で、特色のある地域の団体やボランティアの活動を支援し、様々な地域の資源を活用しながら、担い手に適した内容での継続的・効果的な人材育成を推進し、地域全体の子育て力・教育力の向上を図ります。

【主要事業】

① 家庭教育力の向上支援

No	事業名	内容	関係課
1	子育て講演会・教室の開催	子育て知識の伝承が難しくなっています。一方で子育て情報が氾濫する中、子どもの遊ばせ方やしつけ等に悩んでいる家庭が非常に多くなっています。本来家庭が有する教育力の向上を図るため、保育所、幼稚園、認定こども園、公民館、民間児童館、地域子育て支援センター等を活用して、子育て講演会・教室等を開催します。	生涯学習・文化スポーツ課 教育指導課 子育て支援課 幼児課
2	公民館活動の充実	公民館活動の一環として子育て講座を開催します。また、地域に身近な公民館等を利用した子育て講座の内容の充実を図り、利用を促進します。	生涯学習・文化スポーツ課 子育て支援課
3	家庭教育支援の充実	家庭教育に関する研修会の内容の充実と参加しやすい環境づくりを進めることで参加を促進します。また、家庭教育支援チームによる情報の提供や子育て支援事業を行うことで、子育てに関する悩みの解消を図り、家庭の教育力の向上に努めます。	生涯学習・文化スポーツ課 教育指導課 子育て支援課 幼児課

No	事業名	内容	関係課
4	親の教育力を高める学習機会の提供	若い世代、特に父親が参考となる子育て講座等学習機会を提供します。	生涯学習・文化スポーツ課 子育て支援課 健康推進課
5	親の教育力を高める学習機会の提供	乳幼児健康診査、「そだちっこ広場」、「離乳食のおはなしタイム」、健康教育等により、子育てに関する情報提供や相談対応を行うことで、親の教育力の向上に努めます。	健康推進課

② 地域活動を支える人材の育成

No	事業名	内容	関係課
1	子育てサポーターの育成	子育てサポーター養成講座を開催し、子育てサポーターとして活躍できる人材を育成します。	生涯学習・文化スポーツ課
2	青年リーダーの育成	異世代間との交流を通して、新しい人間関係を築くとともに、地元で活躍してもらえる『青年リーダー』の育成に努めます。	生涯学習・文化スポーツ課

施策の方向2 親と子の居場所と交流の場の充実

様々な人々との関わりの中で子育てしていくことは、親や子どもの成長や生活においても大きな影響を与えます。しかし、核家族化や地域社会との関係の希薄化が進んだことにより、家庭で孤立したまま子育てをしているケースが見受けられます。

公共施設等を活用するとともに、生涯学習の振興の観点から市民一人ひとりが培ってきた学びを活かし、子どもの健全育成のための居場所づくり事業を推進します。

また、自由な時間が減少傾向にある子どもに対して、既成の事業だけでなく、地域の中で安心して子ども同士が交流を行う場として、自主を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

【主要事業】

① 仲間づくりへの支援

No	事業名	内容	関係課
1	つどいの広場、子育てサロンの開設	就園前の乳幼児とその親を対象とし、子育て不安の解消や子育ての仲間づくりの場として、つどいの広場、子育てサロンの開催を推進します。開催場所の一つとして、地域に身近な公民館を利用し、乳幼児の子育て支援を行っていきます。	子育て支援課

No	事業名	内容	関係課
2	赤ちゃん広場の開催	初めてお母さんになった方と赤ちゃんを対象として、子どもの遊び・育ちの場、母親の学びとつどいの場として開催します。	子育て支援課
3	子育てボランティアグループの支援・連携	子育てボランティアが行う活動との連携及び支援を図ることで、地域の子育て支援活動を推進します。	子育て支援課
4	子育てサークルの育成	地域子育て支援センターでは、なかよし広場、あそびの広場等、各種の事業を通して仲間づくりを促進します。また、保健センターにおいても、離乳食教室（もぐもぐひろば）等の事業を通して、仲間づくりを促進します。	子育て支援課 健康推進課
5	子育てサークルへの支援	子育てサークル活動の場の確保、情報の提供等の支援を行います。また、地域子育て支援センターでは、子育てサークル活動の場に出向く子育てキャラバンを実施し、遊びの提供や子育て相談等を行いサークル活動を支援していきます。さらに、サークル同士の交流を行う等、ネットワーク化を進めるとともに、保健センターにおいても、そだちっこ広場等の事業を通して、仲間づくりを促進します。	子育て支援課 健康推進課
6	井戸端会議（親のつどえる場所）づくり	子育て中の保護者がつどい、抱えている悩みを話し合い、子育てについての情報を交換する場（井戸端会議）づくりを進めます。	子育て支援課
7	親と子の交流の場創出事業	地域における子育て支援体制の充実を図るとともに、親と子の交流の場を創出するため、子育て支援活動を行っている自治会、地域づくり協議会、任意団体等が実施する事業に対して補助金を交付し、その活動を支援します。	子育て支援課
8	赤ちゃん向けおはなし会と赤ちゃんタイムの実施	乳幼児とその保護者を対象にした「赤ちゃん向けおはなし会」や、赤ちゃん連れの方を特に歓迎する時間「赤ちゃんタイム」を設け、親子の居場所づくり・交流の場を提供します。	図書館運営室

② 地域活動の促進

No	事業名	内容	関係課
1	子育ての知恵の伝承	地域住民、ボランティアの協力を得ながら、子育て支援活動を通して、子育て不安の解消を図るとともに、子育ての知恵を伝承していきます。	子育て支援課
2	自然にふれる活動（場）の推進	湖、川、田畑等豊かな自然にふれる活動や町のみどりにふれる活動を推進し、環境や農業・漁業・みどりについての関心を高めていきます。	環境保全課 都市計画課 農政課 森林整備課 子育て支援課
3	エンジョイスportsの推進	ニュースポーツ教室・種目を超えた交流会、幼児から高齢者まで誰でも気軽に参加でき、スポーツを楽しむ場を提供していきます。	生涯学習・文化スポーツ課
4	総合型地域スポーツクラブの育成	子どもから高齢者まで、生涯にわたってスポーツに親しむため、総合型地域スポーツクラブの組織化を推進します。	生涯学習・文化スポーツ課

No	事業名	内容	関係課
5	スポーツ活動団体への支援	スポーツ活動を推進するため体育協会・スポーツ少年団への活動を支援していきます。	生涯学習・文化スポーツ課
6	指導者の養成	地域スポーツの推進を図るため、研修の充実等指導者の養成と発掘に努めます。	生涯学習・文化スポーツ課
7	文化・芸術に接する機会の提供	子どもの時から質の高い文化・芸術に接することができるよう、コンサート、ミュージカル、演劇、映画等の鑑賞の機会を充実します。	生涯学習・文化スポーツ課 教育指導課
8	文化クラブの活動支援	郷土の歴史を学んだり、文化・芸術活動を通して、豊かな心と感受性を育む文化クラブの設立及び活動を支援していきます。	生涯学習・文化スポーツ課
9	遊びの伝承	高齢者とのふれあいの中で、どんぐりごまや紙ひこうき等のおもちゃづくりを教わり、わらべうた、手遊びうた等の指導を受け、遊びを伝承していきます。	教育指導課 子育て支援課
10	通学合宿の実施	家庭・学校とは異なる環境の中で、共同生活を送りながら学校に通う通学合宿は、人間関係を築き、自立意識を高める機会となることから、地域住民、学生ボランティア等の協力を得ながら実施します。	生涯学習・文化スポーツ課
11	放課後子どもプラン（土曜学び座）の充実	各公民館で開催している土曜学び座は、地域の協力を得ながら、さらにメニューの工夫を行う等充実を図っていきます。	生涯学習・文化スポーツ課
12	子ども会活動の活性化	子どものための子ども会として充実が図られるよう、子どもの声を聞きながら、会のあり方を考えていきます。また、子ども会へ必要な情報を提供していきます。	生涯学習・文化スポーツ課
13	長浜曳山まつり等伝統的行事の伝承	地域活動や学校教育を通して、伝統的行事の歴史や風土を子どもたちに伝えていきます。また、ポスター掲示等で曳山まつりをはじめとした長浜の伝統的行事のPRを行っていきます。	教育総務課 （歴史文化推進室） 観光振興課
14	歴史にふれる活動（場）の推進	長浜城歴史博物館等をはじめとした博物館・資料館において、郷土の歴史を学ぶ活動を実施していきます。	教育総務課 （歴史文化推進室） 関係各課

③ 遊び場等の整備

No	事業名	内容	関係課
1	公園のあり方についての検討	街区公園等の都市公園の整備や児童遊園、開発に伴う公園等の維持管理について、検討を行います。	都市計画課 子育て支援課 関係各課
2	環境の保全	琵琶湖一斉清掃や河川清掃、森の整備等市民と協働による環境の保全に努めます。	環境保全課 森林整備課
3	遊具点検等安全確保	有資格者による遊具等の点検を定期的実施し、安全の確保に努めます。	建築住宅課 都市計画課 子育て支援課
4	公共施設を活用した児童館機能の整備	様々な遊びや体験活動を通して、子どもの心身の健やかな育成を図るとともに、子育て家庭に対する支援の場、交流の場等子育て支援の拠点となる児童館について、サンサンランドを核として既存公共施設の整備や児童館機能を付加することにより、有効活用を図ります。	子育て支援課
5	自然を生かした遊び場の確保	自然を生かした河川の整備や緑道の維持管理にあたっては、水辺の動植物の保護や生態系に配慮するよう努めます。また、周囲の環境に配慮した公園の整備、生活環境保全林の確保等、自然を生かした遊び場等の確保に努めます。	道路河川課 都市計画課 森林整備課 環境保全課
6	公園緑地等の整備	子どもや親子連れが、身近な憩いの場として、安心して、みどりと親しむことのできる公園・緑地等の適切な管理に努めます。また、安全な公園の整備に向けた取組を行います。	都市計画課 子育て支援課
7	地域と一体となった公園管理体制の構築	地域住民や自治会、NPO、事業者等が主体となっていく清掃美化活動を支援するとともに、樹木や遊具等の公園施設に愛着をもてるよう、行政、地域住民、利用者等が一体となった公園管理体制の構築に努めます。	都市計画課 子育て支援課 関係各課

④ 活動機会の充実

No	事業名	内容	関係課
1	遊具等の充実	地域子育て支援センターにおける遊具の充実に努めます。また、自治会・サークル等の自主的な活動を支援するため、おもちゃ等の貸し出し備品についても充実に努めます。	子育て支援課
2	安全・快適な利用促進	地域子育て支援センターは乳幼児から小中学生と利用者の年齢層も広がるため、年齢による利用時間の区分を行う等、利用者の周知を行い安全な利用への配慮をしていきます。	子育て支援課
3	子育てキャラバンの充実	地域に出向いて遊びを提供する子育てキャラバンの充実に努めます。	子育て支援課
4	体験型イベントの開催	地域の協力を得ながら、子どもだけで参加できる体験型イベントの充実に努めます。	生涯学習・文化スポーツ課 森林整備課 教育指導課 子育て支援課
5	親子向けイベントの開催	親子を対象とした各種教室・講座を、身近な公民館等において実施していきます。また、参加しやすい体制の整備に努めます。	生涯学習・文化スポーツ課 子育て支援課
6	交流型イベントの開催	高齢者と子ども、異年齢間等の交流を図るイベントを開催します。	生涯学習・文化スポーツ課 子育て支援課
7	有害図書等への対策	書店への立ち入り調査を実施し、有害図書を青少年に販売しないよう働きかけていきます。また、インターネット等からの有害環境情報については、子どもたちが正しい判断ができるよう指導・啓発を行います。	教育指導課 (青少年センター)
8	健全な青少年を育て社会を明るくする市民運動の推進	青少年の健全育成を目的に啓発用ポスターの募集・展示を実施するとともに、市内大型量販店、各学区内等、パトロールを実施します。	生涯学習・文化スポーツ課 教育指導課

施策の方向3 住まいを取り巻く良好な環境の確保

地域において安全・安心で快適な生活を営むことはすべての市民の願いです。

妊産婦、乳幼児連れの方等への子育て支援だけでなく、高齢者、しょうがい者等を含めたすべての人が安心して外出できる環境整備に努めます。また、より子育てしやすいまちをめざして、公園の整備、公共交通機関のバリアフリー化等を進め、暮らしやすい環境づくりに努めていきます

また、子どもや子育て家庭を災害や犯罪、事故等から守るため、災害対策や防犯体制の整備、交通事故対策等に、地域と協力して取り組みます。

① 子どもの安全の確保

No	事業名	内容	関係課
1	学校・警察連絡制度及び市内校・園緊急連絡網の充実	犯罪、事故の発生状況や多発カ所等、安全確保のために必要な情報を迅速・的確に提供するため、警察と学校等の関係機関の連携を充実します。	教育指導課 幼児課
2	各園・学校における交通安全教室の実施	各園・学校において交通安全教室を開催し、幼児・児童・生徒及び保護者への交通安全意識及び交通マナーの向上に努めていきます。	教育指導課 市民協働推進課 子育て支援課
3	安全パトロールの実施	「地域安全の日」等に、おうみ通学路アドバイザーとの協力により、子どもの視点で通学路や大型商業施設等の安全パトロールを引き続き実施していきます。	市民協働推進課
4	地域の見守りの推進	市民の防犯意識を高め、地域ぐるみで子どもが安全に暮らせるよう見守っていきます。また、各園・学校においては、PTA、地域と連携して、引き続きパトロールを実施していきます。	市民協働推進課 教育指導課
5	子ども110番の家等の設置促進	子ども110番の家等緊急避難場所の設置を促進し、その存在をPRすることで犯罪の発生を抑制するとともに、街頭安全指導の実施を促進します。	市民協働推進課
6	防犯灯の整備促進	防犯灯、道路照明灯等の増設により、道路犯罪や交通事故の起こりにくい環境づくりを進めます。また、地域の協力による門灯の点灯等についても促進します。	市民協働推進課 道路河川課
7	公営住宅のDV緊急入居	子どもへの虐待や配偶者等からの暴力を防ぐため、必要と判断された場合には、公営住宅への緊急入居を行います。	建築住宅課 子育て支援課

② バリアフリー化の促進

No	事業名	内容	関係課
1	やさしいまちづくり推進事業の実施	事業の実施団体に対し、引き続き補助を行っていきます。	しょうがい福祉課
2	学校等のバリアフリー化	小中学校等へのしょうがい者対応のエレベーターや車いすトイレの設置、教室の改善等、教育施設のバリアフリー化を推進します。	建築住宅課 教育総務課
3	子育て世帯に配慮した施設情報の提供	乳幼児とその親が外出する際の遊び場、授乳コーナーや子ども連れに配慮されたトイレの設置場所、託児サービスの場所等を示した情報紙を作成し、子育て家庭に配布します。	子育て支援課
4	子育てバリアフリー施設認定制度	子育て中の親子の利用に配慮した設備を備える施設を「子育てバリアフリー施設」として認定し、周知を行います。	子育て支援課
5	自転車歩行者道の整備等	自転車歩行者道を整備し、誰もが安心して利用できるバリアフリーネットワークを築くとともに、通学路については、通学路交通安全プログラムに基づいて、安全の確保を図ります。	都市計画課 道路河川課

量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

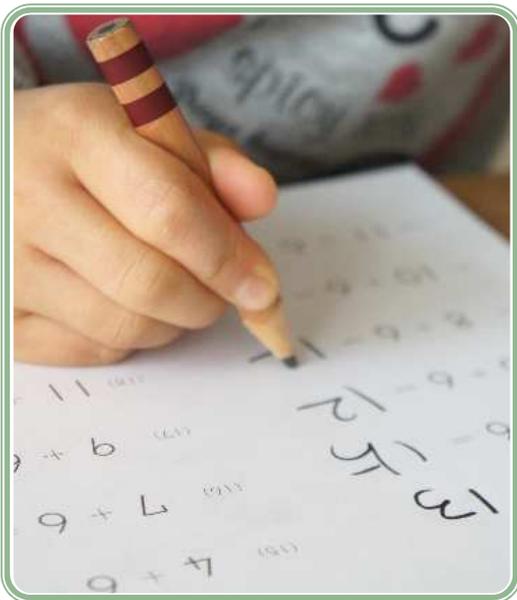
子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

長浜市は、平成22年の合併により広範な市域を有しており、地域性も異なります。

現在、市内の保育所は、待機児童は年々減少しているものの、依然として見られ、低年齢の保育を中心に、今後の拡充が求められています。

定期的な保育・教育サービスの利用状況や日常的な祖父母等の親族の支援の状況は、旧長浜市・旧東浅井郡と旧伊香郡とで傾向が異なることや、また、将来的な子ども数の減少を踏まえると、市内を一定の区域で区分し、それぞれで需要と供給を見ながら対応していく方が望ましいと考えられます。

これらの理由から、市域全域を「旧長浜市・旧東浅井郡」と「旧伊香郡」の2圏域として教育・保育提供区域を設定し、需要分析を行い、妥当性をみていくものとします。



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

「子ども・子育て支援事業計画」においては、保育所・幼稚園・認定こども園等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

(1) 「認定区分」と「家庭類型」

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。これまでの保育所の利用要件である「保育に欠ける事由」に追加や緩和がされています。

現行の「保育に欠ける」事由 （児童福祉法施行令 27 条）	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること（就労）</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体にしょうがいを持っていること（保護者の疾病、しょうがい）</p> <p>④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること（その他）</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労</p> <ul style="list-style-type: none"> フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） 居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。 <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、しょうがい</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護</p> <ul style="list-style-type: none"> 兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護 <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動（起業準備を含む）</p> <p>⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

長時間（主にフルタイムの就労を想定。現行の 11 時間の開所時間に相当）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の 2 区分の保育必要量を設けることとなります。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

区分	利用時間	
1号認定	3～5歳児	教育標準時間利用（4～5時間）
2号認定	3～5歳児	保育標準時間利用（11時間）
		保育短時間利用（8時間）
3号認定	0～2歳児	保育標準時間利用（11時間）
		保育短時間利用（8時間）

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します。

		母親		父親		
		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労(産休・育休含む)		未就労
父親	ひとり親	タイプA		120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満
	フルタイム就労 (産休・育休含む)		タイプB	タイプC	タイプC'	
パートタイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'	タイプD
	120時間未満 64時間以上					
	64時間未満		タイプC'			
未就労				タイプD		タイプF

↑ 保育の必要性あり
 ↑ 保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 64 時間未満 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 64 時間未満 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」の算出項目

下記の 1～10 事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業	(認定区分)		事業の対象家庭	調査対象年齢
1	教育標準時間	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	3～5歳
2	保育短時間	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
	保育短時間 保育標準時間	認定こども園 保育所			
3	保育短時間 保育標準時間	認定こども園 保育所 地域型保育	3号認定	ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	事業の対象家庭	調査対象年齢
4	時間外保育事業（保育所延長保育）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	ひとり親家庭 共働き家庭	5歳 1～3年生 4～6年生
6	子育て短期支援事業 （ショートステイ） （トワイライトステイ）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
7	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～5歳
8	一時預かり事業 （幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦(夫)家庭	3～5歳
	（その他）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
9	病児病後児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭	0～5歳 1～3年生 4～6年生

(3) 「量の見込み」算出の考え方

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の精度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

たとえば、病児病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数をかけあわせることで、平成27年度から31年度まで各年毎のニーズ量が算出されます。

※ 上記ステップを基本にニーズ量を算出していますが、算出されたニーズから、どのような対象者でどのくらいの量を求め、現状との乖離状況がどれくらい生じている等、詳細に分析を行い、合理的な条件のもと、補正を行っています。

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園事業

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり教育・保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育・保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

【現状】

項目	平成 26 年度（4 月 1 日現在）			
	1 号	2 号		3 号
	3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要 教育希望 が強い	左記以外	1・2 歳保 育が必要
児童数	3,268 人		2,127 人	1,041 人
利用者数	1,545 人	1,648 人	750 人	76 人
利用率	47.3%	50.4%	35.3%	7.3%

【今後の方向性】

0 歳～2 歳においては、母親の就労状況等で保育ニーズが発生する可能性があり、特に産休、育休明けの 1 歳児の保育はニーズ量に対応できるよう確保する必要があります。そのためには認可保育所の確保、小規模保育事業等の地域型保育事業（うち市町村の確認を受けた事業を特定地域型保育事業といいます。）等の民間参入の促進を図ります。

【平成 27 年度】

項目	平成 27 年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い		左記以外			
(参考) 児童数推計	3,242人			2,084人	1,019人
ニーズ量の見込み	1,515人	1,694人	889人	105人	
需要率	46.7%	52.3%	42.7%	10.3%	
提供量 (確保方策)					
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	1,515人	1,694人	838人	78人
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	—
認可外保育施設		—	—	—	—
提供量合計		1,515人	1,694人	838人	78人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		0人	0人	▲51人	▲27人

【平成 28 年度】

項目	平成 28 年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い		左記以外			
(参考) 児童数推計	3,196人			2,099人	1,004人
ニーズ量の見込み	1,467人	1,640人	835人	101人	
需要率	45.9%	51.3%	39.8%	10.1%	
提供量 (確保方策)					
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	1,467人	1,640人	790人	77人
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	—
認可外保育施設		—	—	—	—
提供量合計		1,467人	1,640人	790人	77人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		0人	0人	▲45人	▲24人

【平成 29 年度】

項目	平成 29 年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い		左記以外			
(参考) 児童数推計	3,168人		2,061人	990人	
ニーズ量の見込み	1,453人	1,626人	816人	97人	
需要率	45.9%	51.3%	39.6%	9.8%	
提供量 (確保方策)					
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	1,453人	1,626人	776人	76人
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	—
認可外保育施設		—	—	—	—
提供量合計		1,453人	1,626人	776人	76人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		0人	0人	▲40人	▲21人

【平成 30 年度】

項目	平成 30 年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い		左記以外			
(参考) 児童数推計	3,103人		2,032人	980人	
ニーズ量の見込み	1,423人	1,593人	777人	80人	
需要率	45.9%	51.3%	38.2%	8.2%	
提供量 (確保方策)					
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	1,423人	1,593人	765人	76人
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	—
認可外保育施設		—	—	—	—
提供量合計		1,423人	1,593人	765人	76人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		0人	0人	▲12人	▲4人

【平成 31 年度】

項目	平成 31 年度				
	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い		左記以外			
(参考) 児童数推計	3,101人		2,008人	961人	
ニーズ量の見込み	1,422人	1,592人	756人	74人	
需要率	45.9%	51.3%	37.6%	7.7%	
提供量 (確保方策)					
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	1,422人	1,592人	756人	74人
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	—
認可外保育施設		—	—	—	—
提供量合計		1,422人	1,592人	756人	74人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		0人	0人	0人	0人

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認可子ども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現状】

平日に定期的に利用している教育・保育事業の希望終了時刻については、18時台以降の割合が17.6%となっており、時間外保育のニーズがあることがわかります。

平成25年度の利用者数は881人、実施か所数は23か所となっています。

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	811人	816人	881人
実施か所数	22か所	24か所	23か所

【今後の方向性】

現行でもニーズを満たしており、新制度では、保育終了時間後のニーズに応じながら、時間外保育での対応を確保し継続的に取り組んでいきます。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	829人	822人	812人	799人	793人
実施か所数 (確保方策)	22か所	22か所	22か所	22か所	22か所
提供量	829人	822人	812人	799人	793人
過不足 (提供量-ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業） ●●●●●●●●

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

就学前児童調査における放課後児童クラブの利用ニーズは、1～3年生では29.5%、4～6年生では19.2%となっています。就学児童調査においては、1～3年生では19.6%、4～6年生では11.3%となっており、就学前児童調査、就学児童調査ともに低学年と高学年の利用ニーズが大きく違うことがわかります。

入所数は、平成26年度で1,156人となっています。

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入 所 数	841人	906人	1,034人	981人	1,064人	1,156人
実 施 場 所 数 (ク ラ ブ 数)	11か所 (18クラブ)	15か所 (22クラブ)	15か所 (22クラブ)	15か所 (21クラブ)	15か所 (21クラブ)	16か所 (22クラブ)

【今後の方向性】

新しい基準を制定し、放課後の適切な遊びと生活の場の確保に努めます。特に、ハード面では、学校敷地内や隣接地での施設の整備等を検討し、今後5年間の計画の中で進めていきます。また、放課後児童クラブ運営の民営化を検討し、推進していきます。

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的にまたは連携して実施していくことを、関係機関との調整のもと検討します。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	1,360人	1,423人	1,475人	1,543人	1,574人
実 施 場 所 数 (確 保 方 策)	18か所	20か所	21か所	22か所	23か所
提 供 量	1,297人	1,377人	1,457人	1,537人	1,574人
過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量)	▲63人	▲46人	▲18人	▲6人	0人

(3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【現状】

この1年間に、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはあったかについて、わずかながら「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答(1件)しています。

年延べ利用者数は、平成25年度で0人となっています。

(年間)		
項目	平成24年度	平成25年度
年延べ利用者数	0人	0人

【今後の方向性】

養育困難な在家庭の支援を行う制度なので、限られたニーズに対応することになりますが、認可外保育施設の託児等、民間施設での施設の供給体制整備の促進を図ります。

(年間延べ)					
項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	15人	15人	15人	15人	15人
実 施 場 所 数 (確保方策)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
提 供 量	15人	15人	15人	15人	15人
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

地域子育て支援センター（サンサンランド等）の今後の利用希望について、「利用していないが、今後利用したい」の割合が27.0%となっており、ニーズがあることがわかります。

利用していないが、今後利用したいと回答とした方で、1ヶ月当たりの利用希望が「1回」と回答している方が最も高く29.9%、次いで「2回」が25.4%となっています。

延べ利用者数は、平成25年度で29,184人となっています。

(年間)

項目	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数	28,560人	29,184人
実施か所数	7か所	7か所

【今後の方向性】

0、1歳の利用が多いことから、2～4歳の居場所の確保策を検討します。

さらに、就学前施設を利用する前の3歳児の在家庭に対する支援を検討します。

(年間延べ)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
二 ー ズ 量	45,064人回	45,064人回	44,309人回	43,743人回	43,118人回
実施か所数 (確保方策)	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

(5) 幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【現状】

現状は未実施となっています。

【今後の方向性】

新制度では幼稚園の預かり保育は一時預かり事業に位置づけられたことにより、今後、ニーズ量は多いと推測されますので、幼稚園の積極的な取組を推進する必要があります。空き教室の活用等を踏まえ、計画期間内でニーズへの対応を検討します。

(年間延べ)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(1号認定による利用)	0人	0人	0人	0人	0人
ニーズ量(2号認定による利用)	7,403人	7,298人	7,234人	7,086人	7,081人
実施か所数 (確保方策)	0か所	0か所	9か所	9か所	17か所
提 供 量	0人	0人	3,829人	3,751人	7,081人
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	▲ 7,403人	▲ 7,298人	▲ 3,405人	▲ 3,335人	0人

(6) 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業 ●●

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

【現状】

延べ利用者数は、平成 25 年度で 5,524 人となっています。

【認可保育所における一時預かりの実施状況】

(年間)

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年延べ利用者数	3,543 人	4,302 人	4,903 人	5,524 人
実施か所数	4 か所	4 か所	4 か所	5 か所

【今後の方向性】

今後も一時預かりに対するニーズは高いと予測されますので、認可保育所で確保を図るとともに、子育てリフレッシュ事業やファミリー・サポート・センターでの受け入れを検討していきます。

(年間延べ)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量 (在園児対象を除く一時預かり)	5,275 人	5,237 人	5,170 人	5,084 人	5,046 人
実施か所数 (確保方策)	23 か所				
提供量	5,275 人	5,237 人	5,170 人	5,084 人	5,046 人
過不足 (提供量 - ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(7) 病児病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【現状】

この1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはあるかとの問いについて、「あった」が74.5%となっています。その対処方法として、「母親が休んだ」と63.0%が回答していることから、多くの保護者は緊急的に家庭での保育を実施していることがわかります。また、「父親が休んだ」「母親が休んだ」を選んだ方で「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」との回答は31.9%となっていることから、ニーズがあることがわかります。

延べ利用者数は、平成25年度で11人となっています。

【認可保育所における病後児保育の実施状況】

(年間)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数	35人	10人	18人	12人	11人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【今後の方向性】

今後、ニーズに対応できるよう、医療機関と連携した病児保育及び病後児保育を推進します。

(年間延べ)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	14人	14人	14人	14人	14人
実施か所数 (確保方策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提 供 量	14人	14人	14人	14人	14人
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

(8) ファミリー・サポート・センター（就学児童のみ） ●●●●●●●●

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

【現状】

就学児童調査におけるファミリー・サポート・センターの利用ニーズは、1～3年生では0.0%、4～6年生では0.2%となっています。

長浜市では、平成25年10月に開設しました。

【今後の方向性】

支援体制の充実及び事業の継続性を図るため、継続して提供会員の講習会を実施し、提供会員をの確保策を検討します。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	806人	795人	781人	771人	755人
提 供 量	806人	795人	781人	771人	755人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

(9) 利用者支援事業

【事業概要】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

【今後の方向性】

新制度開始時は窓口の混乱が予想されるため市役所に支援にあたる専門相談員の配置を検討します。(保育所の入所相談だけでなく、様々な事業、地域資源を紹介、利用調整が行える体制とします。)

また、専門相談員の配置場所や相談内容について今後5か年の計画の中で検討し充実を図ります。

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施か所数 (確保方策)	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(10) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

妊娠届出数は、平成25年度で1,006人となっています。

項目	平成24年度	平成25年度
妊 娠 届 出 数	1,086人	1,006人

【今後の方向性】

今後も引き続き、妊婦健康診査受診票・助成券を配布し、妊婦健康診査費用の一部（14回分）を助成していきます。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
二 ー ズ 量	1,019人	1,004人	990人	980人	961人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	実施場所：委託医療機関（委託外は償還払い） 実施体制：医療機関との委託契約 検査項目：国の定める基本的な妊婦健康診査項目 実施時期：通年実施				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

訪問数は、平成25年度で1,046件となっています。

項目	平成24年度	平成25年度
訪問数	1,017件	1,046件

【今後の方向性】

少子化、核家族化により孤立し、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が不安に陥らないよう、安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問に努めていきます。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計値	1,019件	1,004件	990件	980件	961件
実施体制 (確保方策)	実施場所：自宅 実施機関：健康推進課 委託団体等：訪問員20人				

(12) 養育支援訪問事業等

【事業概要】

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行なう訪問介護員の派遣を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

【現状】

平成 25 年度から訪問介護員の派遣事業を開始したため、訪問件数は 435 件となっています。

項目	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問件数	187 件	435 件

【今後の方向性】

相談支援については職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	492 件	489 件	483 件	477 件	468 件
実施体制 (確保方策)	<p>①乳児家庭全戸訪問事業や保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡、通告等により対象者を把握。</p> <p>②要対協の中の養育支援専門部会（原則月 1 回）において、サービス提供検討会議を実施。会議では、具体的な支援の目標及び当該目標を達成するための具体的な支援の内容、期間、方法、支援者等について計画を策定し、決定。</p> <p>③この計画に基づいて支援を行い、通常 3 か月ごとに会議でアセスメントと支援の見直しを行う。</p> <p>※サービス提供検討会議において、訪問介護員の派遣による育児・家事援助が必要と決定した場合には、市が委託契約している事業所担当者と協議をして、必要なサービスの提供を行う。</p>				

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「長浜市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。



なお、5章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

2 国・県等との連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、において、児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭の自立支援等、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。



資料

1 策定経過

開催日	審議内容等
平成 25 年 12 月 19 日	第 1 回 長浜市子ども・子育て会議 (1) 会長および副会長の選出 (2) 子ども・子育て支援新制度の概要について (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュールについて (4) ニーズ調査について
平成 26 年 1 月 10 日 ～ 1 月 27 日	長浜市子育て支援に関するアンケート調査実施 就学前児童の保護者アンケート 配布 1,000 通 回収 497 通 回収率 49.7% 就学児童の保護者アンケート 配布 1,000 通 回収 468 通 回収率 46.8% 20 歳～39 歳の市民へのアンケート 配布 500 通 回収 184 通 回収率 36.8%
平成 26 年 3 月 26 日	第 2 回 長浜市子ども・子育て会議 (1) 長浜市子ども・子育て支援事業計画骨子の概要について (2) ニーズ調査の結果について
平成 26 年 6 月 26 日	第 3 回 長浜市子ども・子育て会議 (1) 基準を定める条例（案）について (2) 子ども・子育て支援に関する調査に基づく「量の見込み」 「確保の方向性」 (3) アンケート調査結果（自由意見）について
平成 26 年 7 月 25 日	第 1 回 長浜市子ども子育て支援・少子化対策推進本部ワーキング部会 (1) 子ども子育て支援・少子化対策推進体制について (2) 平成 26 年度子育て少子化対策推進事業について (3) 長浜市子ども・子育て支援事業計画について (4) アンケート調査結果について
平成 26 年 11 月 13 日	第 4 回 長浜市子ども・子育て会議 (1) 基準を定める条例（案）について (2) 教育・保育の提供区域の設定について (3) 長浜市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
平成 27 年 1 月 20 日 ～ 2 月 20 日	パブリックコメントの実施
平成 27 年 2 月 25 日	第 5 回 長浜市子ども・子育て会議 (1) パブリックコメントの結果について (2) 長浜市子ども・子育て支援事業計画（案）について

2 長浜市附属機関設置条例

平成 25 年 9 月 30 日条例第 27 号

改正

平成 26 年 3 月 28 日条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の設置等)

第 2 条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の所掌する事務は、別表所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

3 附属機関の委員（次条に規定する専門委員その他の臨時の委員を除く。）の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

(専門委員等)

第 3 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

第 4 条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(委員の守秘義務)

第 5 条 附属機関の委員（第 3 条に規定する専門委員その他の臨時の委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(長浜市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 長浜市特別職報酬等審議会条例（平成 18 年長浜市条例第 41 号）

(2) 長浜市公有財産審議会設置条例（平成 18 年長浜市条例第 57 号）

(3) 長浜市高齢者保健福祉審議会条例（平成 18 年長浜市条例第 124 号）

- (4) 長浜市国民宿舎豊公荘運営審議会条例（平成 18 年長浜市条例第 129 号）
- (5) 長浜市公共下水道事業審議会条例（平成 18 年長浜市条例第 166 号）
- (6) 長浜市総合計画審議会条例（平成 18 年長浜市条例第 229 号）

（経過措置）

- 3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関及びその委員その他の構成員は、この条例の規定による相当の附属機関及びその委員その他の構成員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際市長又は教育委員会が定めるところにより置かれている委員会その他の合議制の機関及びその委員その他の構成員についても、同様とする。
- 4 附則第 2 項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。前項後段に規定する委員会その他の合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても、同様とする。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日条例第 15 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
（長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年長浜市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。
別表長浜市病院事業倫理委員会の委員の項の次に次のように加える。

ながはまグローバルチャレンジ応援事業審査会の委員	識見を有する委員	
	日額	15,000円
	その他の委員	
	日額	4,400円

別表（第 2 条関係）（抜粋）

執行機関	附属機関	所掌事務	委員の定数
市長	長浜市子ども・子育て会議	次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条の規定による行動計画の策定及び進行管理に関する事項、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号に掲げる事項その他子ども・子育て支援に関する総合的な施策の推進に関し必要な事項を調査審議すること。	15 人以内

3 長浜市子ども・子育て会議規則

平成 25 年 10 月 1 日規則第 72 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長浜市附属機関設置条例（平成 25 年長浜市条例第 27 号）第 6 条の規定に基づき、長浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

2 会長は、会議の議長となる。

3 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 5 条 子育て会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

4 委員名簿

氏名	所属団体	資格区分	備考
西川 正晃	大学教授（大垣女子短期大学）	学識経験者	会長
岡島 眞澄	元学校長	学識経験者	副会長
井 恒昭	長浜市民間保育協議会 （チャイルドハウス児童センター）	関係団体に属する者	
児玉 京子	長浜幼児教育園長会 （長浜市立大谷保育園）	関係団体に属する者	
本庄 秀和	長浜市保育園保護者連絡協議会 （さくらんぼ保育園保護者会長）	関係団体に属する者	H26. 6. 25 まで
竹内 康雅	長浜市保育園保護者連絡協議会 （高月保育園保護者会長）		H26. 6. 26 から
辻井 亜弥子	長浜市PTA連絡協議会	関係団体に属する者	H26. 6. 25 まで
川瀬 寛子			H26. 6. 26 から
野田千代子	長浜市民生委員児童委員協議会	関係団体に属する者	
長 美幸	サンサン母親クラブ	関係団体に属する者	
寺脇 達夫	長浜市家庭教育推進協議会	関係団体に属する者	
平井 忠司	企業代表（子育て優良企業） （菱琵テクノ株式会社）	その他市長が認めた者	
前嶋 徹	長浜商工会議所（青年部）	その他市長が認めた者	H26. 6. 25 まで
西濱 功洋			H26. 6. 26 から
井関 真弓	長浜女性人材バンク 「かがやきネット」登録者	その他市長が認めた者	
服部貴美代	長浜女性人材バンク 「かがやきネット」登録者	その他市長が認めた者	
熊谷みよ子	市民活動団体（地域で子育て支援 事業に取り組まれている団体）	その他市長が認めた者	
丹治より子	市民活動団体（地域で子育て支援 事業に取り組まれている団体）	その他市長が認めた者	

5 圏域別教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容

【平成 27 年度】

(旧長浜市・旧東浅井郡圏域)

項目	平成 27 年度					
	1 号	2 号		3 号		
	3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保 育が必要	0 歳保育が 必要	
教育希望 が強い		左記以外				
(参考) 児童数推計	2,567 人		1,650 人	807 人		
ニーズ量の見込み	1,199 人	1,341 人	841 人	100 人		
需要率	46.7%	52.2%	51.0%	12.4%		
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園		1,199 人	1,341 人	791 人	74 人
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない		—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育		—	—	—	—
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		1,199 人	1,341 人	791 人	74 人	
過不足分 (提供量－ニーズ量)		0 人	0 人	▲50 人	▲26 人	

(旧伊香郡圏域)

項目	平成 27 年度					
	1 号	2 号		3 号		
	3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保 育が必要	0 歳保育が 必要	
教育希望 が強い		左記以外				
(参考) 児童数推計	675 人		434 人	212 人		
ニーズ量の見込み	316 人	353 人	48 人	5 人		
需要率	46.8%	52.3%	11.1%	2.4%		
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園		316 人	353 人	47 人	4 人
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない		—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育		—	—	—	—
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		316 人	353 人	47 人	4 人	
過不足分 (提供量－ニーズ量)		0 人	0 人	▲1 人	▲1 人	

【平成 28 年度】

(旧長浜市・旧東浅井郡圏域)

項目		平成 28 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保 育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		2,530 人		1,662 人	795 人	
ニーズ量の見込み		1,161 人	1,298 人	789 人	96 人	
需要率		45.9%	51.3%	47.5%	12.1%	
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	1,161 人	1,298 人	745 人	73 人	
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	—	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		1,161 人	1,298 人	745 人	73 人	
過不足分 (提供量－ニーズ量)		0 人	0 人	▲44 人	▲23 人	

(旧伊香郡圏域)

項目		平成 28 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保 育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		666 人		437 人	209 人	
ニーズ量の見込み		306 人	342 人	46 人	5 人	
需要率		45.9%	51.4%	10.5%	2.4%	
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	306 人	342 人	45 人	4 人	
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	—	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		306 人	342 人	45 人	4 人	
過不足分 (提供量－ニーズ量)		0 人	0 人	▲1 人	▲1 人	

【平成 29 年度】

(旧長浜市・旧東浅井郡圏域)

項目		平成 29 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保 育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		2,508 人		1,632 人	784 人	
ニーズ量の見込み		1,150 人	1,287 人	771 人	92 人	
需要率		45.9%	51.3%	47.2%	11.7%	
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	1,150 人	1,287 人	732 人	72 人	
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	—	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		1,150 人	1,287 人	732 人	72 人	
過不足分 (提供量－ニーズ量)		0 人	0 人	▲39 人	▲20 人	

(旧伊香郡圏域)

項目		平成 29 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保 育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		660 人		429 人	206 人	
ニーズ量の見込み		303 人	339 人	45 人	5 人	
需要率		45.9%	51.4%	10.5%	2.4%	
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	303 人	339 人	44 人	4 人	
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	—	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		303 人	339 人	44 人	4 人	
過不足分 (提供量－ニーズ量)		0 人	0 人	▲1 人	▲1 人	

【平成 30 年度】

(旧長浜市・旧東浅井郡圏域)

項目		平成 30 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保 育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		2,457 人		1,609 人	776 人	
ニーズ量の見込み		1,126 人	1,261 人	734 人	76 人	
需要率		45.8%	51.3%	45.6%	9.8%	
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	1,126 人	1,261 人	722 人	72 人	
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	—	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		1,126 人	1,261 人	722 人	72 人	
過不足分 (提供量－ニーズ量)		0 人	0 人	▲12 人	▲4 人	

(旧伊香郡圏域)

項目		平成 30 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保 育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		646 人		423 人	204 人	
ニーズ量の見込み		297 人	332 人	43 人	4 人	
需要率		46.0%	51.4%	10.2%	2.0%	
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	297 人	332 人	43 人	4 人	
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	—	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		297 人	332 人	43 人	4 人	
過不足分 (提供量－ニーズ量)		0 人	0 人	0 人	0 人	

【平成 31 年度】

(旧長浜市・旧東浅井郡圏域)

項目		平成 31 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保 育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		2,455 人		1,590 人	761 人	
ニーズ量の見込み		1,125 人	1,260 人	714 人	70 人	
需要率		45.8%	51.3%	44.9%	9.2%	
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	1,125 人	1,260 人	714 人	70 人	
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	—	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		1,125 人	1,260 人	714 人	70 人	
過不足分 (提供量－ニーズ量)		0 人	0 人	0 人	0 人	

(旧伊香郡圏域)

項目		平成 31 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保 育が必要	0 歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		646 人		418 人	200 人	
ニーズ量の見込み		297 人	332 人	42 人	4 人	
需要率		46.0%	51.4%	10.0%	2.0%	
提供量 (確保方策)						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	297 人	332 人	42 人	4 人	
確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	—	—	
認可外保育施設		—	—	—	—	
提供量合計		297 人	332 人	42 人	4 人	
過不足分 (提供量－ニーズ量)		0 人	0 人	0 人	0 人	

6 用語解説 (50 音順)

【あ行】

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

NPO

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション(Non-Profit Organization)の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になった。

【か行】

確認を受けない幼稚園

新制度において施設型給付費の支給対象幼稚園として確認を受けない幼稚園のこと。

協働

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

子育てサロン

子育て中の親子が気軽に集まって、話をしたり遊んだり、地域で仲間づくりと情報交換ができる場所。

【さ行】

社会資源

生活する上での様々なニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

ジュニアリーダー

地域の行事などで、主に小学生に対しゲームや野外活動の指導をする青少年リーダー。

主任児童委員

児童委員の個別支援活動を援助するとともに、児童福祉全般の充実のために広域的、専門的取り組みをしたり、事情によっては地域担当の児童委員に代わって個別の児童の問題を担当する。

小規模保育事業

0歳～3歳未満児までのお子さんを対象とした、定員6人～19人の少人数保育事業。

ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

総合的な学習の時間

児童・生徒の「生きる力」の育成をめざし、各学校が創意工夫を生かして、これまでの教科の枠を越えて行う学習のこと。総合学習ともいう。

【た行】

確かな学力

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

【な行】

認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設。

認可外保育施設

児童福祉法第 39 条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第 35 条第 4 項の規程に基づく認可を受けていない保育施設。乳幼児の定員が 6 人以上の施設など、一定の条件を満たすものは市町村への届出が必要となる。

【は行】

バリアフリー

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

不登校

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状態（病気や経済的な理由によるものを除く）にあること。

【ま行】

民生委員・児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

【ら行】

療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

長浜市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行：長浜市 子育て支援課

〒526-0031

滋賀県長浜市八幡東町 632 番地

電話：0749-65-6514

FAX：0749-64-1767



子どもが輝き 未来を見つめ
地域で育む明るい長浜